

令和5年第2回(6月)川南町議会定例会会議録

令和5年6月6日 (火曜日)

本日の会議に付した事件

令和5年6月6日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- 1 児玉 助壽 君 (1) 新中学校建設反対が民意とする法的根拠を伺う。
- 2 中村 昭人 君 (1) 新中学校建設中止について
- 3 蓑原 敏朗 君 (1) 農業・農村活性化のために
(2) 住民に優しい役場
- 4 内藤 逸子 君 (1) 新中学校再編計画は、白紙撤回の公約をどう
実現するのか。
(2) 学校給食費の無償化
(3) 18歳までの国保税の均等割を無料に
(4) 帯状疱疹の予防接種一部助成について
(5) 学校のトイレ改善について
- 5 乙津 弘子 君 (1) 坂本教育長の責任を問う。
(2) 子どもたちの学力アップのため、「学習サポーター」
を各小中学校に常設に。
(3) 道路等の補修のビジュアル化
(4) トロントロンの活性化
- 6 米田 正直 君 (1) 川南町における第20回統一地方選挙の
評価について
(2) 第6次長期総合計画

出席議員(13名)

1番 乙津 弘子 君	2番 内藤 逸子 君
3番 蓑原 敏朗 君	4番 田中 宏政 君
5番 河野 禎明 君	6番 児玉 助壽 君
7番 中村 昭人 君	8番 米田 正直 君
9番 中瀬 修 君	10番 小嶋 貴子 君
11番 三原 明美 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 河野 浩一 君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 新倉 好雄 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	東 高 士 君	副町長	河野 秀二 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	大山 幸男 君	まちづくり課長	甲斐 玲 君
財政課長	川崎 紀朗 君	税務課長	米田 政彦 君
町民健康課長	谷 講 平 君	福祉課長	渡邊 寿美 君
環境課長	河野 英樹 君	産業推進課長	河野 賢二 君
農地課長	三好 益夫 君	建設課長	黒木 誠一 君
上下水道課長	大塚 祥一 君	教育課長	山本 博 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開議

○議長（河野 浩一君） おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

ここで傍聴人の皆様に申し上げます。議場内では、議会傍聴規則第8条及び9条の規定により、議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明することはできません。また、写真、動画、録音はできませんのでよろしくお願い申し上げます。

日程第1「一般質問」を行います。

議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

念のため申し上げます。質問の順序は通告書の提出順とします。

まず、児玉助壽君に発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 通告に従い、新中学校建設が民意とする法的根拠について、4点伺います。

まず1点目、我が国が法治国家であることは新町長におかれましても十分承知されていることと思われませんが、にもかかわらず、本町議会が法的な手順、手続にのっとり議決し効力の生じた新中学校建設計画を民意により白紙にすると断言して息巻いておられますが、法的瑕疵があつてのことか、教育基本法及び教育委員会の職務権限への不当な支配にならないのか、法的根拠を伺いたい。

2点目、地方自治法96条議会の議決権による議決宣告は議会の意思を統一したものであり、賛成反対を問わず、それに従わなければならないのは、法治国家、我が国の議会制民主主義の原則であるが、その議決結果、新中学校建設反対を公約にし、その賛否を公職選挙に委ね、反対多数の建設反対が民意とし、それを決行する考えのようですが、二元代表制議会制民主主義制度の我が国の基礎自治体の政策決定は議会議決のみだ。法治国家において、それが通用するのかを伺う。

3点目、4月25日の宮日の「新町長に聞く」で、町長は議会の議決で効力の生じた新中学校建設計画を同僚議員の過半数表決で白紙撤回すると言っていますが、一部の指導者が町の全ての権力を握り、自分たちの考えだけで町を牛耳る専制政治、独裁政治を行う考えのようですが、我が国は民主主義制度の法治国家だ。それが許されるのか、伺いたい。

4点目、少数の意見を尊重するのが民主主義であるが、未来ある子供たちのためによりよい教育を、考えた魅力ある新中学校の設置についての要望書を提出している町内の若い保護者団体の思い、要望、少ない民意を救い上げるのは民主主義社会における心の通ったリーダーの資質と思うが、そうした政治も必要と思うが、町長の見解を伺いたい。

詳細は質問席にて伺います。

○町長（東 高士君） 皆さん、おはようございます。

今、児玉議員のいろいろ発言がありましたけども、非常に民主主義ではないと。児玉議員は20年以上、今年で21年目ですが、議員をされていますが、反問しますけども、民主主義とは何ですか。選挙とはどういうことですか。お答えください。

○議長（河野 浩一君） 反問権の許可を取ってください。（発言する者あり）

○議員（児玉 助壽君） 民主主義は何かですか。憲法で、日本国憲法があるですわね。法律もあるし、基礎自治体は地方自治法にのっとって、その法の下に、その法のルールの下に、僕は民主主義があると思います。選挙は人を選ぶやつでありますから、大体、公約や何やを見て選ぶ人はいません。今まで公約を守った政治家はほとんどいませんから。はい、そういうことであります。

○町長（東 高士君） 今、児玉議員の認識が表明されましたけど、皆さん、どういう風にお考えになりますか。我が国は法治国家です。そして民主主義を、主権在民の法治国家です。その基本たるものは一人一人の代表者を選ぶ選挙です。これが基本です。それを選挙はどうでもいいと、公約も守らんからどうでもいい、そういうものじゃないと思います。本来の民主主義は、公約を掲げて、その公約を実行する。実行しなければならぬんです。これは選挙民に対する約束なんです。私はそういうことで、最も重要な行為は選挙だというふうに思っております。

私は中学校建設反対を標榜し、そして4,080という票を皆さんから頂きました。これは全体の52.12%です。これは2日の日にも言いましたけども、これが民意なんです。住民のために物事をやる。そしてまた、私は地方自治法147条の統括代表者でもあるわけです。これは東高士という個人じゃなくて、川南町町長という役職に就いている業務です。責任です。そして148条には、事務を管理し、これを執行するとうたわれています。だから、この職務を町長としての職務を果たさなければなりません。そして、その149条には議案提出権というのがあります。今回のように、今回の基本計画を廃案にするという議案を提出しております。これも当然の職務です。私は法に基づいて、何回も言いますように、法治国家ですから、法に基づいて、地方自治法のそれぞれ取決めがありますが、それに基づいて業務をやっております。何ら恥じることはありません。専制国家とか何か言われましたけど、何か吹き出すような話ですが、そういうことは一切ありませんので、皆さんの意思を尊重し、皆さんのためにやる。

2日の日も言いましたけど、住民の住民による住民のための政治をやらなければなりません。これが民主主義です。それを何とか御理解していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 選挙結果が民主主義と言いますが、法律には勝てんとですよ。町長。沖縄の基地問題でも分かるように、県知事そして県会議員も基地反対、移転に反対したのが、反対している人が多数おるけど、県議会で決まった決議文やら何やらです。それが今まで政府に届いたことありません。沖縄島民はじくじたる思いをしておりますけど、上位

法にはかいません。法の前では無力であります。

町長は選挙で学校建設反対を公約に52.12%の投票率で過半数以上の町民の支持を得、また、建設反対派の同志議員が過半数以上になっておる学校建設反対が民意とする法的根拠を述べられましたが、今言った法的根拠を述べられる町長に法的根拠を伺った私が浅はかだったことを今さらながら後悔いたします。

それにしても、教育基本法、教育行政第16条で、「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行わねばならないとする」。

法律を遵守し、議会の議決、民主主義の原則多数決で新中学校建設計画は議決宣告されていますが、地方自治法第96条議会議決権による公職選挙の結果のほうが優先されるという明確な法的根拠はありません。

また、町長の提案権を述べられたばかりであります、その提案したやつも、町長、議会が議決せん限りは効力が発揮できんとですよ。ただ提案権があるだけです。その編成と提案と執行権は町長にはありますけど、執行する、仕事を行使するなんは、議会の議決を通さんな行使できんとですよ。でも、さっきも言うたとおり、それぞれ役割分担されとるわけですよ。なんでんかんでん、町長じゃからできるちゅう、裁量権でできるちゅうようなこと言うとりますけど、議会の議決は通さんな執行できんとですよ、町長、分かっておりますか。提案権だけです。政策の決定権は議決にあるわけですから。今回、建設計画を白紙に戻す議案が提案されておりますけど、本町議会が法的な手順、手続にのっとり議決し、効力の生じた新中学校建設計画は、これはもう議会、議員、その構成している議員はですね、議員のみならず、市町村執行機関、さらに住民までがこれに従う、内容にあっては従わなければならないという法解釈しとるわけですが、議決宣告は議会の意思統一したものであり、賛成反対を問わずこれに従わなければならないのが法治国家、我が国の議会制民主主義の原則であります。その議決結果、新中学校建設反対を公約にし、賛否を公職選挙に委ねる反対多数を建設反対を民意とし、それを決行するということは、二元代表制、議会制民主主義制度そのものを否定することになります、そもそもですね、今、町長の答弁は、副町長、正しいと思うね。（発言する者あり）うん。行政経験が長くて法令に精通されていると思う町の例規審査委員長でもある副委員長について、その議会の議決の重さ、どういうもんか分かっておりますか。

○副町長（河野 秀二君） 今、児玉議員が言われましたことについては、確かに町長は提案権があります。それを受けて議会が採決すると、基本的なルールですね。ただし、会期が例えば3月議会で議決された。例えばですね。それを6月議会で再提出することもできるわけです。ですから、そういうのを会期不継続の原則というのがありますけど、1回の議会の中で、今回日程が決められて、その中で一転二転することはルール上できないわけですよ。

先ほど児玉議員が言われた、前回議決したじゃないかというのは、それは有効ですよ。そのときの会期中で有効です。それが時間が過ぎて、例えば3月議会で議決して、6月とか9月で、期間が空いてしまって、その議決を3月に議決した案件を再度提案するというのはルール上問題ありませんので、何ら法的には私は問題ないと思います。

以上で終わります。

○議員（児玉 助壽君） そういうことは聞いとらんじゃね。俺は、議会の議決の効力よ。議会が議決せんかったら、その提案したやつも執行できんわけでしょう。それを聞いとるわけですけんね。再議のことを生意気なことを言いよるけんど、あんたね、再議は、宣告して、議会は議決宣告して10日以内にせんならんとですよ。そもそも議会をまたいでは予算を執行しとったり何たりしたら再議をすることはできんことなととととですが。そういうことを分かかっていて再議の問題を出しとるわけね、あんた。再議のルールも知らんで、再議のこと言うな。

議長、若い保護者団体が要望書を出しとります。突き返しましたね、町長。新中学校建設してくださいちゅうと。ああいうとは民意じゃないとですか。私が思うのは、民意ちゅうとは、住民の中から沸き上がってくつとが民意であって、政争の具にしてよ、するとは民意ちのは思わんですけどね。

まだ、効力が生じとつてすかいね。まだ、計画のなんは、まだ、白紙になつとらんわけですから。その効力の生じたやつで話さんなよ。おかしいですよ。あんたらは今出した新中学校建設計画の議案がもう議決されたようなことを言いよるけんどんよ。

川南町の議会が議決した新中学校建設計画は、これはもう議会が議決宣告して、もう内外に声明されとるわけですよ。町の内外にです。そういうと簡単に白紙に戻したら対外的に恥ずかしいことになつとですよ。そう思いませんか。議会の侮辱することになつとるんですよ。議会はもう要らんちゅうことになりやせんですか。議会の議決が要るから今回議案として上げとつとでしょう。町長が言うごつ、民意が民主主義なんじゃったら、今回議案を提案する必要はなかったはずですが、議会が議決せん限りは白紙に返らんわけですよ。

町長、このばかが何を言うとかちゅうような顔しとるけんどんよ。町長、今も若い保護者の要望書のなんを聞いて知らん振りしとつたけんど、町長はたしか所信表明は、記憶力あんまりよくねえけんど、多くの人の意見を聞きながら酌み上げ、政治を行うようなことを言っていますが、今、コメディアンのもーディー勝何とかちゅうとが歌うが、右から聞いて左に流すタイプですね、町長。

そういう保護者グループの要望にも耳を傾けず、既存施設の活用に固執していらっしゃいますが、既存施設を活用した場合、片方だけが一方的に登下校距離が遠くなるという片方に不利益が生じることになります。どちらの中学校を使うても。そういう点を配慮し、教育委員会は憲法第14条の平等の原則に基づき町中心部に建設地を決定したものと私は好意的に思っていますが、選挙ビラ等にあるように、前町長と前副町長が両輪となる、進めているなど

との悪意に満ちた記事を見ると、町長は熊本出身でありますから肥後もっこすと言いますね。私の知るところによる肥後もっこすとは、正義感が強く、純粹で、こうと思ったらでこでも動かぬ頑固者であります。町長の当選後の行動を見ると正義感と純粹さをどこか忘れてきたのか、自分の考えだけを通す頑固者にしか見えません。肥後もっこすの面汚しにしか見えませんが。

町長は、過去は変えられないが未来は変えられると言っていますが、私は現在よい種をまかないと未来でよい実は得られないということ「米百俵」の逸話で学びました。この話は博識であられる町長も御存じだと思いますので、長くなるので、はしょりますが、明治維新の激動を象徴する戊辰戦争で政府軍に惨敗した越後の国長岡藩、現在、新潟県長岡市になりますが、長岡藩の大参事小林虎三郎は、その日の食べるものにも事欠く、藩士たちが喉から手が出るほど欲しい分家三根山藩からもらった見舞い米百俵を藩士に分配せず、その米を元手にして学校を設立することが長岡藩を立て直す一番確かな道であると藩士に説き、百俵の米を売払い、代金を国漢学校の書籍や用具の購入に充てる決定をしました。藩士たちはそれに反発し、虎三郎に猛抗議しましたが、虎三郎は「国が起きるも、滅びるも、町が栄えるのも、衰えるのも、ことごとく人にある」と諭し、藩費を惜しまず投資し、自らの考えを押し切ったのであります。

その精神が後の世に、かの米英連合艦隊を震撼させた日本海軍の英雄、戦死後、元帥の特進しました山本五十六海軍大将など、後の世に名を成した人たちを世に送り出した。その功績が200年近くなった今も語り継がれているものであります。

リーダーたる者は、米百俵が将来の千俵、万俵になるような政治を行えというのが米百俵の精神の教訓ではないでしょうか。新中学校建設を中止するなど、米百俵の精神に反するものだと私は思っています。今の100億は将来の1,000億2,000億になる人材を育成するための新中学校建設は、人口減少し続ける本町のじり貧状態を立て直し脱却するために必要な事業と私は思っていますが、公約を実現した政治家は皆無であります。公約を破り、新中学校建設計画推進に舵を切替え、本町の未来を切り開く、児童生徒の可能性の扉を開く前向きな町長の答弁を聞きたいと思いますが、どうですか、町長。

○町長（東 高士君） 今、長々と米百俵の話もされましたが、米百俵は素晴らしいこと、人材の育成と、これは一番大事なことだと思います。我々は、今生きている人間は、今は生きていますが、次の人につないでいかなければなりません。バトンをタッチしなければいけません。そういう意味において、人材を育成するということは非常に大事なことです。それには同調します。ただ、先ほど言われたのが、条例の議案が生きているじゃないかと。だから、今回、それを廃案するために提出をしたんです。149条に、私はその権限があります。そして署名集めというのがすぐ選挙直後から始まったらしいんですが、地方自治法84条には、1年間はリコールはできないと載っています。そういう規則を承知で、そういうことを始められたのかと思います。議員さんも一緒です。私もそうです。選挙から1年間は地方自治法

の84条でリコールはできません。だから、そういう署名活動をされているというのを後から聞いて、聞いたら、県外者でも何でもいいと。年齢も10歳ですか。そういうふうな署名活動。これが何の意味があるんですか。町外の人が。川南町の人だと分かりますよ。町外の人たちを集めて何を言いたい。もう選挙によって、もう結論が出ているじゃないですか。審判は下ったんですよ。もう造らないと。私はずっと立候補する前から、この中学校は造らない。中止をするということを言ってまいりました。だから、私が在職である限りはこれを一切しません。今、この建物ですね、箱物ですね、箱物を維持管理するのにどれだけのお金を使っているか。年々収入がずっと税金が落ちていくんですよ。これから出てくるのは社会インフラの整備とか、いろんなもの出てきます。それにわざわざ多額の投資、建設費をかけて中学校を造るか。中学校を含めて周りのほうも一緒にやると。立地適正化を通じてやると。そんな費用は出ないんだと、いやいやいらないんだと言いますが、そういうものじゃない。そういう借財を未来の子供に子や孫に残していいんだろうか。本当真剣に考えてください。そう考えた場合、そういうことはできないはずですよ。今一番大事なのは教育の質を上げることです。教育の質また特に学力的に問題があれば、塾の先生とか、そういう人たちを呼んで来て教えていただく。また、部活においては専門のインストラクター等おられますので、そういう方に来てもらって、基礎から教えていただく。そしたらけがをしません。私が中学の頃は見よう見まねで先輩のまねしてやりました。それでいろんなところ、肩を壊し、アキレス腱を傷つけたり、いろいろしました。やっぱり正しいことを教えていただく。正しい体の使い方を教えていただく。そういう教育の質が私大事だろと思うっております。

署名等を集めた方々には申し訳ありませんが、日本の民主主義というのはこういうもんだと。多数決の原理です。それは社会科で習っているはずですよ。主権在民、三権分立、それを教えてやってください。正しい民主主義。これは総務省のホームページ見れば出ています。子供でも分かるようになっていきます。それを教えてやってください。それは子供たちの未来のためです。こういう選挙が終わったけど、選挙は無視だと、そういうようなやり方はおかしいと思えますよ。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 町長、入れ物のことはどうでもいいようなことを言われますけど、自分は浜のなぐれ漁師の息子です。貧乏生活で四畳半一間に8人で生活しよりました。勉強するスペースもなかったから勉強もせんで、山ばかり行きよったわけですが、そういう教室、ちゃんとした教室の……。だから、やっぱり入れ物も大事なところですよ、環境は。もちっとええ環境で育てば、町長からばかにされんでえかったと思うわけです。

今度の議案を可決するために議案を取り上げたと言いつつ、まだ、その前のは生きとるわけですよ、効力が。先ほども言うたように、構成委員やった以上は、効力がある間は新中学校建設計画の何を反対した議員の4名はその時期の構成委員じゃったかい従わなならんわけですよ。それに従わんで、この議案に賛成する票を投じた場合は、私、これは違法行為だ

と思うとです。まだ効力があるわけですから。私はそう思っております。

自分が新中学校建設に賛成したのは、町長の所信表明で取り上げられた通浜の避難タワー設置に関係しますが、自分は通浜地区の自主防災会を率いてきました。通浜地区住民の通浜には津波は絶対来ないという根拠のない思い込みを変えるために。常に最悪の事態を想定し、津波避難訓練警報が発令されたら、速やかにためらわず高台に逃げる訓練を体で覚える訓練を津波は来ないというのに地区住民の冷めた目を感じながら避難訓練を毎年20年近く訓練してきました。そうした今までの自分たちの自主防災会の行動が正しかったということを証明するために新中学校建設計画に賛成したわけですが、その判断が的を射ていたことを今年2月5日に発生した死者5万5,000人以上も出したトルコ南部地震が証明してくれました。その大惨事の原因が既存両中学校と同様に建築基準法改正前に建設された鉄筋コンクリートの建物の崩壊によるものであります。鉄筋コンクリートの建物は本町の既存施設と同様に外見からして簡単に崩壊するようには見えませんが、見えなかったので、耐震診断や耐震工事が遅れたのが原因とされております。そうした大惨事を目の当たりにしながら町長と反対議員は既存施設を活用するなど、子供の生命を預かっているといっても過言ではないのに、町長運営方針で災害の被害極限を目指すと言っているのだから、被害極限を目指すならば、計画の中の新中学校建設を選ぶべきと思っています。場当たりなことを言っていますが、信頼を損ねますよ、町長。長寿命化工事などで対応する考えのようですが、そんな一時しのぎでは崩壊するまでの応急処置であり新品になったわけではないので、震度何度までもつか分からない危険な建物に子供を預ける親御さんがどこにいますか。それを学ばせるちゅうのを人命軽視の極みではないかと思っておりますが、そこ辺のところ、どう思いますか、町長。

○町長（東 高士君） もう最後の時間だろうと思いますが、いろいろおっしゃいましたけども、今、校舎が耐震、トルコの地震と併せておっしゃいましたが、そういう問題は私が就任する前の話ですよ。そしたら、何でそのときに執行部に耐震工事は本当に大丈夫かと。選挙期間中も雨漏りしとるとか何とか、水漏れがしているからどうだとかいう話を前の町長さんされていました。私はいろんなところで一緒に挨拶をしまして、必ず私の前が、前の町長さんがお話されました。その後、私が行って、いろいろ話をするんですが、そういう話も確かにありました。雨漏りしている。ところが当時の議員さん、今度は議員さんになった人もそうですが、じゃあ本当だろうかということで学校に行って確認しました。そしたら、そういう事実は全くないと校長先生は断言されました。だから、そういうことを言って住民に不安からして、何とか新築を造ろう、新築の校舎を建てるといのが見え見えのやり方ですね。これは絶対に許されません。行政がうそを言ったら終わりです。行政はうそ言っちゃいけません。絶対。私は、これは断言できます。うそは言いません。だから、そういう事実ないことを言う。そういう不安を駆り立てる。そういう問題があるんだったら前のときに言えばいいじゃないですか。今頃言わなくて。私に言ってもしょうがないですよ。前のとき、そういう不安があるんだったら、ちゃんと前の執行部に伝えて、もう一回耐震工事やってくれ

と。本当に大丈夫なのかと。7つの小中学校で本当に大丈夫なのか。それを問合せるのが議員さんの仕事じゃないですか。その間、あなたは何していたんですか。はっきり言いまして。そういうこと言っていないでしょう。だったら、私にそういう事言うあれがないじゃないですか。皆さん、そう思いませんか。その時その時、そういう問題をできたら（発言する者あり）だから、ちょっと待ってください。私しゃべっているから。（発言する者あり）いいですから、あなたは発言権ないんだから、今。私が発言しているんですから、黙っといてください。（発言する者あり）だから、そういうことですよ。終わります。

○議員（児玉 助壽君） 僕に何で言わなかったちゅうことでありますが、もう五、六年前からありよるわけですから、あの何は、もう建て替える話は、無駄になるじゃないですか、無駄な工事したら。どぶに金を捨てるようなもんじゃから言わなかった人は多かったと思いますが。今年2月5日の発生した5万5,000人以上の死者を出したトルコ大地震が凄惨な結果を招いた原因は両施設同様に改正建築基準法以前に建設された老朽コンクリート建設の崩壊によるものとして、その責任が追及されていますが、亡くなった命は帰りません。この地震を機に政府は1980年度の改正建築基準法の施工以前に建設した公共施設について前倒しの耐震診断、耐震補強工事の通達をしているところではありますが、それを受け、日向市も耐震診断を実施し、美々津公民館の使用禁止を決定しましたが、その理由が震度6で崩壊するので、近い将来発生すると予測されるM7から8の南海トラフ巨大地震には、補強しても耐えられないとの理由……。

○議長（河野 浩一君） 児玉議員、児玉議員、児玉さん。発言時間が過ぎちよるから、簡潔をお願いします。

○議員（児玉 助壽君） しよったけんど、お前が消してからしゃべられんかったやねえか、お前。何を言っとか、お前。自分のミスを棚に上げて人に注意すつとこがあつとか。失礼など。

途中でありますが、以上で質問を終わります。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。10分間休憩します。10時からにしましょうかね。10時からです。10分間です。

午前9時48分休憩

.....
午前10時00分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、中村昭人君に発言を許します。

○議員（中村 昭人君） それでは、質問通告に従いまして、質問をいたします。

さて、早いもので、統一地方選挙から1か月以上が過ぎました。町長におかれましても、選挙戦は大変お疲れさまでした。町長が4年前に地元のトロントロン振興班の会合で、私は

次の町長選挙に出馬をすると発言をされたときには正直驚きましたが、今回の結果はそれから地道に努力をされたものが実ったのでしょう。民主主義の原点である選挙において選ばれたのですから、おめでとうございますと労うのが本当だろうと思うのですが、選挙を終えて、これまで、どうしてもその気持ちに心からなれない自分があります。いや、志を同じく戦った同僚議員も、再選が果たせなかった元同僚議員も、そして子育て世代のお父さんお母さん、それだけではありません。子や孫の将来を愛する川南町の将来を憂う多くの町民の皆様も同じ気持ちでおります。あの選挙は何だったのだろうか。そしてこの町内に蔓延する言いよりのない空気感。この気持ちに重くのしかかっているのはやはり新中学校問題ではないかと思います。学校間に分断が起きているこの状況は悲し過ぎます。一刻も早く改善されないと、一ミリも川南町の将来のためにはなりませんし、町長が選挙戦で掲げられた新中学校建設に関する公約について問わない限り、私も一歩前に踏み出せません。そのような思いから今回は質問をさせていただきます。

まずは、なぜ、新中学校建設を中止にするのか、その根拠をお示してください。

この質問が終わりましたら、残りは質問席でお伺いをいたします。

○町長（東 高士君） 今、建設を中止する根拠は何かと質問でございます。先ほどから言っておりますように、民主主義の基本は選挙であります。私はずっと中止を、新建設中止を訴えて、それを標榜し、そして当選をしました。4,080という方々の御支援を得、そしてパーセンテージから言いますと52.12%を得ました。また、議員の皆さんもそうだろうと思いますが、推進派、建設を推進される方とされている方、それと建設を反対していると言われている方の票、約930、約じゃありません。938票差があります。建設反対の方が多うございます。これをどういうふうに捉えるかということです。町長も町議も含めて反対派が勝っているということは、民意は要するに建設反対ではないか。それは最たるものが選挙です。選挙の結果については、もう審判が下っていますから、それをとやかく言うことはできません。先ほども言いましたように、リコールすることもできません。これは地方自治法84条に定まっていることです。1年間はリコールすることもできません。そういうような状況において、根拠は何かと言ったら選挙ですと言うしか答えようがありません。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 中止にする根拠は民意だということでございますが、選挙戦が終わって、いろいろこの選挙について話をしました。しましたというより、なりますわ。いろんなところで声を聞きました。その中でちょっとお伝えしますが、実際に今回の選挙は東町長を応援したいという後輩がいました。なぜか。やはり前体制に対する償却資産税の問題、4期目の批判等もあったということです。ですが、学校は造ってもらいたいと言っております。実際に東町長を応援した人も、学校は別の証言を直接、間接的に多数聞いております。別にこれ選挙を、中学校建設をするかしないかの住民投票じゃありません。いろんなものが絡み合って選挙結果は表れます。血縁関係、地域、同級生、友達、だから応援しようと、一

生懸命頑張っているわねと、応援しますよ。ただ、中学校建設公約を掲げて選挙に当選されて、それが民意だとおっしゃるのであれば、私はその民意の中には違う民意も入っているんじゃないですか。これは私も同じです。私を支援してくれる人も、建設はやはり私はという方いらっしゃると思います。だから選挙の結果をもって何をもって中止なのかという、これ根拠には私はならないと思います。いかがですか。

○町長（東 高士君） よろしいですか。私は選挙期間中、町内を2周回りました。そして大体7,000人から、正確じゃないかもしれませんが、7,000人か8,000人ぐらいの人とお会いをし、いろんなことを話をしました。その方全てに新中学校建設についての御意見を伺ったわけじゃございませんけども、会った方ほとんどの、その新中学校の建設を推進したいという人は、その中のたった6名でした。たった6名の方。そのうちの2名の方は、建設費の問題、その他場所の問題、その他いろんなことを説明しました。将来のこと、10年先、20年先、社会インフラがこういう状況になりますよと、それだけの財源が必要になりますと。そういうときに、これだけのあれを未来に負債を残してよろしいんでしょうかという話をしたら、2名の方は翻意されました。あとの4名の方は、いや、とにかく何でもいいんだよ、造ればいいんだよと、何とかなるわという人が4人おられました。非常に私は無責任だと思いましたけども、それ以上は言えませんでした。

そういうような状況が、私はずっと、私と選挙管理対策委員長とそれと後援会長3人で回りました。私の発言が間違っていれば、後援会長に聞いてもらえれば分かると思います。約7,000人から8,000人ぐらいの人と町内の人とお会いをして、町民の方とお会いをし、先ほど言ったように6名の方が反対、賛成だと、要するに建設賛成だと言われました。そのうちの2名の方は翻意されました。最後の4名の方が、どうしても造ったほうがいいんじゃないかということと言われました。のが実情であります。

私がこの中で、先ほども言いましたけど、中止する根拠は何かと言われた。法的なことを言いますと、地方自治法の町長と、東高士じゃなくて、町長としての職責もその中に入っていますので、先ほど児玉議員にも説明しましたが、その根拠に基づいて、地方自治法に基づいて、私はやっております。日本は法治国家ですから、法律を守るのは当たり前です。だから、そういう形でやらせてもらっています。それで中止をします。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 7,000以上の方にお伺いしたと。川南町の有権者数は1万2,000人ぐらいですか。半分よりちょっと多いぐらい。よく歩かれたなと思いますけど、私の話した人とは、じゃあお話をしなかったんだろうなというふうには思います。なぜ、そういうふうには説明をしていったのか、また聞きたいと思いますけども、私はこれが民意というふうにはどうしても捉えられません。

町長は自治法に基づいて、民意だからということで中止をさせる。分かりました。じゃあ、設計委託の解約をするということは、これは川南町議会が議決した基本計画が効力を持って

いるうちにやるということは、町長が言う民主主義、私たちは議会制民主主義の中で活動しておりますが、議会制民主主義を冒とくしているものじゃありませんか。

○町長（東 高士君） 地方自治法149条に基づいて議案を提案しているわけです。今議会で、それを審議していただくということです。それは当たり前じゃありませんか。議案提案権は町長にあるんですよ。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 提案権というとかの問題じゃなくて、今回提案されました。基本計画の撤回をですね。町長が就任してすぐ、これ新聞にも書いてありましたよね。中止する。違約金を払ってでも中止する。実際、福岡の教育施設研究所、ここと委託契約を結んでいます。これはなぜ結んだかという、議会が認めたからです。その議会が認めたものがまだ効力を生じているのに中止をする。そして、この業者に解約の話をする。なぜですか。議会制民主主義じゃないんですかと言っているんです、私は。

○町長（東 高士君） 私は職責に基づいて、そして中止をするということで、設計計画も中止をしてくれというふうに申し上げました。議会を通ったら正式に破棄をするというふうに申し上げて、向こうのほうも了承してもらっております。

以上です。

○議員（中村 昭人君） なので、撤回をされてから正式な行動に手続きに移るのが私は事の進め方だと。それを選挙に通ったから中止をしますよということを事前に伝えているということですか。（発言する者あり）分かりました。

では、ここからは、基本計画の廃止、今回提案されていますが、廃止をされたらイコール中止なのか、お伺いします。

○町長（東 高士君） 議案を廃止したら中止するということです。

○議員（中村 昭人君） 基本計画、令和8年4月に新中学校を統合します。場所はドーム周辺ですよということが基本計画には、その教育方針に盛り込まれております。それを撤回をするということは、もうあの場所には中学校が建たないということの意味しているのか、そうお考えなのかということです。

○町長（東 高士君） 基本計画と言われますけども、現在、学校条例があって、国中、唐中2つあるわけですよ。これを廃止も何もしてないのに、あなたたちは、ずっと廃止をして、新しい中学校ができますと言われますけど、それ議会通っているんですか。通ってないでしょう。3分の2議決が必要でしょう。第7条に決まっているじゃないですか。それがあがないに、新しい中学校が決まった。統合してやりますって。言葉でどんどんどんん言っていますけど、それ、みんなうそじゃないですか。そうでしょう。学校条例第7条、出席委員の3分の2で議決するようになっています。それ、皆さんも御存じですよ。であれば、それが議決されたら、あなたが今言ったその発言は通じますよ。しかし、それが決まってない。3つ目を造るだけの話じゃないですか。唐中を、国中を残したまま。だから、そういうこと

が決まったから云々って言われるけど、ちょっと話がおかしいんじゃないですか。どうぞ答弁してください。

○議員（中村 昭人君） 条例手続きを最終的に3分の2をもって正式に決まります。私たち議会は基本計画を決めたんですから、あそこに学校を造るというのはもう決定したんです。あとは、建設費は幾らになるんですか。どういう学校を造るんですかということに対して、私たち議会は進めていきます。あそこに基本計画を決めたということは、これは大きな、大きなものです。それをもって私たちは推進派と言いましょ。私たちは学校建設を求めているわけでございます。ということは、基本計画イコール、じゃあ中止じゃないということですね。あそこに建たないということは、まだ可能性はあるんだよということでしょうか。

○町長（東 高士君） 基本計画の廃止をこの議会に提案をしております。中学校決まった、令和8年4月に開校ということ、議会だよりも書いていました。どこが決まっているんですか。最終的には学校条例を可決しない、先ほど言いましたように3分の2が可決されなければ、3つ目の中学校を造るというだけの話じゃないですか。唐中、国中、そして新しくあそこに造りたいということでしょう。そういうことじゃないですか。ちゃんと答えてください。

○議員（中村 昭人君） 私は誠心誠意込めてお答えしているつもりであります。基本計画が決まったので、開校日令和8年4月というのは計画上決まっているということです。最終的に条例改正、これありますよ。ただ、条例改正がいつ提案できるのかお答えください。

○議長（河野 浩一君） 町長、反問権の許可を取ってください。

○町長（東 高士君） じゃあ、ただいまの中村議員の質問の趣旨に考え方を確認したいため、反問権の行使を許可願います。

○議長（河野 浩一君） ただいまの反問権の行使の要求について、川南町議会基本条例第5条第2項の規定により許可します。事務局はこれより残時間を停止してください。

○町長（東 高士君） 中学校問題、先ほど言いますように、3つ目開校、要するに令和8年4月に、学校条例そのままです。3つになったときに、3つのままです。3つ目が造るんですから。できたときに生徒をどういうふうに割り振るんですか。どうするんですか、学校、生徒を、427と言われてますよね。427をどういうふうに割るんです、参考に。だから学校条例をちゃんと廃止をして、そしてそれから進まないから。順序が間違っているんですよ。だから3つ目の学校を造る。令和8年4月と。そこで決めたら決めたでいいですよ。いいけど実際それは3分の2通ってなかったら何もできないじゃないですか。ちゃんと答えてください。

○議員（中村 昭人君） 私の質問ですね、条例提案はいつできるのか、議会に対してを問うております。

○町長（東 高士君） いつ、提案するかと。それは、そちらのほうで既成事実を今着々とされてこられましたよね。教育委員会だより、その他もろもろを出して、もう学校決まって、令和8年。しまいには制服まで決めようというところまで進んでいましたよね。それは聞いて

ております。そういう既成事実をつくって、もういかんともし難くなって、条例を出すんでしょう。3分の2を出そうとしていたわけでしょう。それはあなたが一番よく御存知じゃないですか。中心になって動いていたんだから。知っていますよ。議会の議長がある者が行政とぐるになって、ぐるになってたらおかしいですけど、一緒になって、ある組合のところで、中学校の問題について説明をしましたよね。説明は川南町議会議長中村云々と書いてありましたよ。立法の長がそういうことをします、通常。立場を考えてください。それは行政がやるべき仕事じゃないですか。皆さん、どう思われます。立法の議員がそういうことを行政の仕事の説明しますか、町民に。議会は議会の内容を説明すべきじゃないですか。どうぞ。言ってください。

○議員（中村 昭人君） いや、ちょっと僕、啞然としておりますが、学校建設について話を聞きたいから聞かせてくださいと。案内文には、議長中村昭人とありました。断れます？行って説明しますよね。（「しません」と呼ぶ者あり）はい、じゃあ、もうそれで、答えはそれで終わります。

条例の提出時期、これはもう自治法に定められてあるわけですよ。必要な予算上の措置が的確に講じられることになるまでの間もしくは中学校ができました。開校し、いつから供用開始になりますよと。その時点において初めて条例改正の手續の議案が出せるわけです。これは自治法の解釈上でそうなっているわけです。別に私たちは既成事実を積み重ねているわけでも、私たちちゅうか、私は議会ですので、これは町長部局の仕事ですので、既成事実を積み上げているということではありません。ちょっと時間もありますので、次に行きます。

町長は選挙によって、先ほどありましたよね、民主主義の代表者となり、その代表者が職務を行うと。人民の人民による人民のための政治は民主主義の基本であり、住民と政治との関係を象徴する有名な言葉と言っております。

先ほどから私が問うておりますが、基本計画を撤回がされる前に契約を解除をするということ。これは議会制の民主主義に対して反しているとは思っておりますが、そのことについて明確にお答えをもう一度いただきたいと思えます。

○町長（東 高士君） 教育施設研究所というところと契約をされております。そこには中止をする予定やと、今回の議会で廃止の条例を上げますということは伝えてあります。だから、今議会で恐らく13日に採決になると思えますが、13日のときに採決になったら、早速採決されましたということでお伝えしようというふうに考えております。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 議会制民主主義に対して、どう思われますかということですので、まあ、いいです。ここはちょっと終わります。

じゃあ、次ですね、2つ目の通告でしておりますが、唐瀬原中学校にするというような話、既存中学校を使うということかと存じますが、既存中学校、唐中にする根拠をお示してください。

○町長（東 高士君） 私は一度も唐瀬原中学校を使うといったことは言っておりません。私は既存施設を使いたいということを言ったわけです。だから白紙に戻りましたので、既存中学校の施設で本当にいいかと、町民の人たちと問合せて、語り合いながら、それで決めていきたい。どっちか来たほうがいいというのであれば、どっちを使うんだというふうに話を段階的に上げていきたい。そういうふうに考えております。選挙のときでも、一度も唐中を使うということは、私は発言はしておりません。既存施設を使い利用する。そのほうが安価で、要するに安く使用することができる。だって、行政のほうがあと30年は使用できると言っているんですから、30年使えるんだったら30年使えばいいじゃないですか。何もわざわざ造る必要ないでしょう。そういうことです。

○議員（中村 昭人君） 既存中学校を使う。私の耳には唐瀬原中学校という、多分皆さんそうだと思います。唐瀬原中学校を使うんじゃないかと、広いということであります。

この既存中学校がいいか、なぜ、安く上がる。安く済むという30年使えるということなんですが、ここをちょっと問うていきたいと思いますが、現在の中学校の状況を見るときに雨漏りがしているとか、トイレが臭う。そういうのも直ちに改善しなくちゃいけない問題だと思いますが、雨漏りはしてないというふうな、この間議会の中でもありましたけど、唐瀬原中学校の体育館は雨が降ると雨漏りをして、次の日は部活使えないそうです。ここは中学校新設と関係なく対処すべきことなのかもしれませんが、要するに中学校既存施設は既に50年以上経過していると、ここを踏まえないと私はこの話はできないというふうに思っております。唐瀬原中学校の耐震補強をされているというふうに町長はおっしゃっています。国中も同様です。じゃあ、その耐震補強というのはどういう状況になっているのか、御認識をお伺いしたい。

○建設課長（黒木 誠一君） 中村議員の御質疑にお答えいたします。

小中学校一緒の考え方ですけども、耐震状況について御質疑されますと、耐震に対して、地震に対して安全かと問われますと、各学校は耐震改修を行っております。ので、一応、倒壊しないということです。耐震改修の目的は、建物が倒壊する前に逃げて命を守ることです。大規模の地震に対して、倒壊や崩壊の危険性が低い建物に改修されております。また、その根拠といたしましては、耐震性能はI s値で示されます。国土交通省指針では、I s値が0.6以上で耐震性能を満たすとされていますが、各学校は文部科学省で学校の耐震強度がI s値0.7以上を保つように求められていますので、より強い強度で改修されております。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 私、この資料を持っていますが、町長がそれを認識しているかどうか、この耐震状況、I S値でいくと0.何%なのか、御存じですか。

○町長（東 高士君） 詳しいことは承知しておりませんが、耐震工事をやって安全だということの話は担当課長から聞いております。

○議員（中村 昭人君） 安心、安全かということをやると、ちょっとやっぱり不安はあるということになりかねないですけども、慎重な質問が求められると思いますが、IS値でいくと、唐瀬原中学校のメイン校舎0.71となっております。先ほど課長の答弁でありました。大規模な震災があったときに倒壊は免れるということでございますが、一たび、その後に、もう一たび震災が起こった場合に、この校舎は使えますか、使えませんか。

○建設課長（黒木 誠一君） 耐震強度の問題ですけども、確かに耐震改修はしておりますが、この強度ですと、一応倒壊しない程度で、安全に逃げられる程度であります。学校の授業を行うことは難しいと考えます。

以上です。

○議員（中村 昭人君） この学校問題を考えるときに、私一番ここがベースになるんじゃないか。今の子供たちの安全が担保されている。それは耐震補強されているから、それは、そうですよ。ただ、一たび、もう一度起こったら、学校がもう使えない状況に陥るかもしれない。そのときに子供たちはどこで勉強するんですか。お答えください。

○町長（東 高士君） 地震が起きて、その場合、どこで勉強するかというお答えですが、そういうことにお気づきになったときには、私はまた町長になって1か月ちょっとしかたっていないんですが、前の執行部にその旨お伝えになったんですか。それは議員としてのあなたの役目じゃないですか。そういうことを言われたんですか。前の執行部。（「反問権」と呼ぶ者あり）反問じゃありません。意見です。

○議員（中村 昭人君） 状況も含めて、新設、一刻も早い開校を私たちは求めておりました。

質問の続きです。要するに、教育上、学校がどこにあるべきか。どうするべきか。統合してどこにするべきか。これは確かに教育上の論点と財政的なもの、そして安全性をどう担保するかというものが議論の中にはいろいろあります。新設をする。既存中学校を造る。もったいないから、雨漏りがしているからじゃないんです。子供たちの安全、安心な教育環境をどう整えるかが執行部であり、それをちゃんとした目線で見るのが私たち議会の役割でございます。それを公約に掲げたから中止とか、なぜ、中止にする根拠も私たちにはよく分かりません。民意だからと。分かりません。

次、移ります。じゃあ、既存中学校を使うとなった場合に、統合中学校をどちらにするにしろ、入りますか、入りませんか。生徒たちが427名でしたかな。

○町長（東 高士君） 入りますかということをおっしゃいましたが、生徒のそのときの数によりますが、校舎が足らなければ建て増せば済むことで、何ら問題ないと思っております。

○議員（中村 昭人君） 足りないから建て増す計画を、既存中学校を造る場合にも、議会にも説明があつてございます。中止を公約に掲げたから、民意だからと言いますけど、こういうこと説明はされていますか。唐中の状況、国中の状況、生徒数が何人いまして、統合したら1棟は建て増せなくちゃいけないですよと説明されましたか。

○副町長（河野 秀二君） 教育委員会が令和3年に試算を出しております。その試算を見ていただければ十分お分かりだと思います。

○議員（中村 昭人君） いや、それを説明されましたかと、有権者に、選挙のときに、判断材料としてということをお聞きしております。

○町長（東 高士君） それについては細かくは説明しておりません。しかし、それを説明するのは、私のあれじゃなくて、前の執行部が説明しているじゃないですか。生徒数がこうやって減っていつている。だから、そういう建て増し。これ建った場合は、例えば、推進派ですから、推進派の人たちは、新しいのをあそこに3階建てを造りますと、校舎を造りますということをおっしゃっていましたよね。設計図まで出ていましたよね。こっちの場合は新しくプレハブで1棟建てないといけないんですよ。このお金が幾らかかりますということは前の執行部の人たちがそういうふうに伝えていたじゃないですか。町長が。私はそんな細かいところまでは説明しませんでしたよ。ただ、それは新中学を考える会がビラで皆さんには全戸お知らせをしたと思います。その中で私も最初の頃は、仲間に入っておりましたので、それで中身は確認をしております。

以上です。

○議員（中村 昭人君） ですから、選挙で民意を得たということでありましたら、しっかりとした根拠を持った説明をして、どうなのかということをお説明しないと、民主主義だからと、選挙で票を得たから中止にするじゃあ、誰のための公約なんですか。

○町長（東 高士君） じゃあ、お伺いしますが、選挙は何ですか。（発言する者あり）反問権じゃない。あなたの質問に対して言っていますよ。お答えください。（発言する者あり）じゃあ、もう一回やり直します。じゃあ、ただいまの——よろしいですか。

○議長（河野 浩一君） 反問権の行使については、議長の許可を取ってください。

○町長（東 高士君） はい、分かりました。

ただいまの中村議員の質問の趣旨、考え方を確認したいため、反問権の行使を許可願います。

○議長（河野 浩一君） ただいまの町長からの反問についてお答えします。

1回だけ許可します。

○町長（東 高士君） 確かに選挙期間中、そういう細かいところまでは説明をしませんでした。しませんでしたけども、皆さん一緒じゃないですか、選挙。あなたのところ選挙のところ、そういう細かいところまで説明しましたか。うそでしょう、そんな。そういうのは聞いていませんよ。私は近くに選挙事務所やったですけど。誰もそういう細かいところまで選挙していません。名前を売る。そして大体こういうことやります。主なことしか言ってないはずですよ。そういうことを話せば30分40分かかります。説明。だと思いますよ。違いますかね。

○議員（中村 昭人君） 違います。はっきりと私は詳しい説明、ちゃんとした根拠をもつ

て財源論を含めて説明をしました。別に私の考え、上塗った考えを言ったものではございません。ああ、別に質問じゃないから、それ聞いてください。私の話を聞いた人をお願いします。

次、行きます。選挙中含め、現在もですが、建設を望む声は聞かれなかったのか、お伺いします。

○町長（東 高士君） 先ほども言いましたけども、町内を私は2周しました。そして7,000人から8,000人くらいの方と、数は確かじゃありませんが、多くの方とお会いをし、そして私の考え方を説明をしました。確かに全員に新中学校の建設について可否をお伺いしたわけじゃありませんけども、ほとんどの方が新中学校の建設については反対でした。

先ほど言いましたように、6人の方が明確に建設賛成だという方がおられました。そのうちの2人の方については、建設費の問題、今後の生徒数の問題、その他、場所的な問題、交通安全の問題、その他もろもろのことも含めまして、もろもろというのは、要するに今後町が控える10年後、20年後の社会インフラの整備、そういうのを含めてお話しましたところ、お2人の方は翻意をされました。あとの4人の方は、是が非でも造るべきだということでございました。だから、そういう建設を推進したいという人には、私はその4人の方以外では、お目にかかりませんでした。

以上です。

○議員（中村 昭人君） はい、分かりました。

建設を望むお母さんたちから要望書が出たと。これを受け取らなかった。先ほど説明がありましたけども、町外の人が多かったから、10歳から署名をとということですが、これは民意ではないと先ほどおっしゃいましたが、そうお考えですか。

○町長（東 高士君） 先ほども言いましたように、民意というのは選挙で、民主主義の基本である選挙で大多数を集めるのが私は民意と思います。それよりも少ない人は少数意見ということです。少数意見を無視しているわけじゃありません。選挙の場合は当選と落選しか、この2つしか選択肢はありませんので、これは致し方ないというふうに思っております。ただ、御父兄の方には、正しい民主主義、今、社会科で学校で習っている民主主義、先ほど言いましたけれど、三権分立、主権在民、その民主主義、多数決の原理、これを今学校で習っていると思います。それを正しく子供たちにも教えてやってほしいというふうに思っております。これが基本です。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 先ほどから聞く限り、この民意というものを私はどうも恣意的に用いているとしか思えないんですね。先ほど言ったように、東町長を応援したいですよ、僕はと。ただ、学校は造ってもらいたいという意見、これは別にこの子だけが言っているものじゃないです。そういう民意もある。しかも、この要望、町外者だからといって、私の弟の嫁さんも署名しました。将来帰ってきますよ。川南に。学校通わせるんですよ。（発言する

者あり）いやいやいや。ちょっとあきれてしまいますが、じゃあ、これお伺いします。要望書を持ってきた方たちを、あの連中と呼んだと、本当ですか。

○町長（東 高士君） 詳しくは覚えておりませんが、要するに持って来たというのは、そういうアポもなし。私は町長ですよ。町長行くのにアポもなしに来ますか。通常アポを取るのが常識じゃありません。こういう署名をやっていきます。最初の頃、署名もやっているんだったら、こういうふうやって、1か月なら1か月後に提出をしますというのが通常の署名活動じゃありませんでしょうか。それが社会常識だと私は思っています。マナーだと思いません。そういうマナーを守らない人に、いきなり来て受け取れって言って、受け取れます。私個人だったら受け取るかもしれませんよ。しかし、私は今個人じゃありません。川南町長としての立場で、そういうのを受け取れますか。中村さん、あなたは受け取れます。反問権じゃない。

○議員（中村 昭人君） 私が質問したのは、あの連中と呼んだのかどうかということです。しかも町長は、いつでもいらしてください。町長室はオープンですと言ってあります。

○議長（河野 浩一君） 町長、ちょっと待ってください。町長、中村議員への反問は3回行いましたので、この中で質問はできません。回答だけお願いします。

○町長（東 高士君） 私は今言われているように、町長室のドアはいつでも開いていますと言っています。来てもらって十分なんですけど、そういう社会活動、運動の署名活動をされている方については、ちょっと目的が違うんじゃないかなと思います。個人的に来られて、こういう、こうこう、こうなんですよという話になったら、私はその署名活動の中心の方とも、なってすぐですが、町長室に招き入れてお話をしたことがあります。だからお話することは全然構いませんけども、そういう私の選挙でもう審判が下ったことに対して、それを覆す、そして町民を惑わせるといいますか、そういうことはやめてもらいたい。そういう方については、以後、そういうお話は極力、はっきり言いましてしたくないなと思っています。やはり、いろんなお考えがあろうかと思いますが、そういう意図を持って、そういう言わば抗議といいますか、そういうことで来られるのであれば、ちゃんとしたアポを取って、そして、こういう内容で参りますというふうにするのが社会人としてのマナーじゃないかなと、私はそういうふうには思っています。

以上です。

○議員（中村 昭人君） じゃあ、そのように伝えておきます。ちゃんとアポを取って行ってくださいねということは申し伝えておきます。あの連中と呼んだということは、そう呼んだのでしょ。

若者の投票率について、ちょっと私今回データをもらいましたが、民意と言いますが、学校に通うのは子供たちです。これ一つアンケート、要望書の中にあつた記述。「誰のための決断なのかよく吟味していただきたい。選挙権のない子供たちの未来、地域の未来です」と。学校に通うのは今から生まれてくる子供も含めて、将来の川南町を担う子供たちです。その

子たちの親が造ってもらいたいと言っているんです。それをアポがないから受け取らない。よくそんなことが私はできるなと思います。

こども基本法というのがあります。11条。これ最近できました。

「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となる子供または子供を養育するその者のほかの関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」と法で定められました。

このことについて、今後、学校建設を行う上でどうお考えかお聞かせください。

○町長（東 高士君） 今、こども基本法ということをおっしゃいましたが、その前に選挙というのが、民主主義の選挙、そっちが優先するんじゃないでしょうか。選挙で審判が下っているんですから、それを守るというのが民主主義の、我が国は法治国家ですから、守るのが国民としての義務じゃないでしょうか。私はそのように思います。

○議員（中村 昭人君） お聞きのとおり、民意ということでしょう。分かりました。これ以上この話はしても、多分平行線だろうと思います。

次の質問に移ります。

この選挙戦前、選挙前、選挙期間中含め、政治団体が巻いたビラ、そして唐瀬原中学校の前に立てられた看板等があります。そのことについてお伺いします。

町長は、この政治団体のビラに関して関係されているのか。ビラに書いてあることは、町長のお考えなのか、お伺いしたい。

○町長（東 高士君） 先ほども発言をいたしました、1回目のビラにつきましては、私はその仲間に入っておりました。いろいろ皆さんで意見を交わして、そして作りました。これは何のために作ったかと言いますと、そのときの執行部が町民に教えていない。要するに、中学校を造るんですよ。平成28年からいろんなことを考えて、協議を起こして、アンケートも取って、いろいろやったと言いますが、それ参加人員は1%にも満たない状況。私、当時公民館におりましたけども、公民館に来て30分ですよ。もう了承したとなっています。公民館員が説明をしたと。そういう状況です。同席、米田議員も一緒に当時公民館活動一緒でしたのでお聞きになったと思います。15分説明して15分質問。何を質問していいか分からない。次がありますからと言って帰られました。こういうので、本当に説明が終わっているんでしょうか。そういうような状況です。先ほど言いましたように、1回目の時はやりました。だから、そういう、皆さんが知らない。私、公民館長をやっているときに、いろんな人がお見えになりまして、中学校問題どうなっているの、進んでると、中学校問題って何と、そういうことをたくさんお聞きして、じゃあ、何とかチラシか何かでお知らせしないといけないなと思っておりました。私は公民館だよりの「絆」というのを作っておりましたので、そこに今の状況、結論をありきで物事を進んでいるということを書きました。まあ、そういうことも書いて、そちらのビラのほうには金額は全く示さない。ついて、ついて、やっと43億9,000万ですか、建築費、それが出てきた。要するに建てるんだったら、費用も含めて話を

しないといけない。どこにどういうふうに建てる、それが普通ですよ。それが、そういうの全く知らされてない。だから、これは、このままじゃ町民のためによくないと、よし、皆さん町民のために教えようとこれを、事実を。ということで、ビラを作りました。そこに皆さんが賛同されて、そこに参加しました。それには当然、弁護士さんが法的な根拠が要ると思いましたので、宮崎市にある弁護士さんに一緒に入ってもらって、アドバイスを受けながらあのチラシは作ってお配りをしました。その後のことは、その立て看板が立ったというのは、後で人から聞きましたけど、全く関わっておりません。

以上です。

○議員（中村 昭人君） では、同じ質問です。この政治団体のビラ、看板に副町長は関与されていますか。

○副町長（河野 秀二君） 3月いっぱいまで政治団体に加入しておりました。今は辞めておりますけど、以上で終わります。

○議員（中村 昭人君） 6月1日付ですね、宮崎県公報選挙管理委員会に確認をしました。川南町新中学校建設反対の会、代表者の氏名そして会計責任者の氏名に河野秀二と書いてあります。これは今、辞めておられるということの（発言する者あり）御認識ですか。

○副町長（河野 秀二君） 今、中村議員が言われたことに関しましては、今はもう退会届を出しております。

以上で終わります。

○議員（中村 昭人君） それでは、今の発言のとおり、最初にばらまかれた政治団体のビラ。あのときは政治団体じゃなかったのかもしれませんが。去年の4月か3月ぐらいのもので。これですね。これはじゃあ町長が関わられたということですが、この中身についてちょっとお聞かせください。

川南町は建設ラッシュ、増税まっしぐらに。税金は上がるのでしょうか。

○町長（東 高士君） 税金は上がるかということですが、税金は、町民税は変わりませんが、そのほかの税金が変わってきます。というのは、御存じだと思いますが、国保とか、そういうようなものの分については、補助をしていますので、変わってきます。税率が少しずつ変わってきます。今回の議案でも出ておりますが、国保税の税率を上げるという形で出ておりますので、出しておりますので、だから少しずつ、町民税は変わりませんが、そのほかの税金は少しずつ上がっていく可能性はあります。だから税金は変わらないというのは間違っていると思います。税金はいっぱいありますのでですね、そういうことです。

○議員（中村 昭人君） じゃあ、ちょっと言い方変えます。学校を建設することによって、川南町民の税金が上がるのですかとお聞きします。国保税とか全く関係ない財源です。ちょっとそれ聞いて、ちょっと今びっくりしましたけど、お答えください。

○副町長（河野 秀二君） その文章全て覚えていませんけど、建設するから税金が上がるんだということが書いてあるんですか。私が見た範囲では、それは何税とか特定したことは

書いてなかったような気がするんですけど、うちにも届きましたので。今の中村議員の質問に回答になるかどうか分かりませんが、学校を造るから税金が上がるんだというふうには書いてなかったような意識を持っております。そんなにたくさん読んだわけじゃありませんけど、はい。

以上で終わります。

○議員（中村 昭人君） 「川南町は建設ラッシュ、矢印、増税まっしぐらに」、これを見て、税金が上がるなら学校を建ててもらいたくないという意見はすごくありましたよ。直接書いてない。いや、そんな直接は書けませんわね。間違っているから。恣意的に、恣意的にというか、いえば、基本計画を策定して教育委員会が教育委員会だよりで学校建設が決まったことのように言うのもおかしい。町民が間違っているんじゃないかと。そのとおりですよ。町民間違っていますよ、これ。税金上がらないのに、学校を造ったら税金が上がるからやめてもらいたい。負担が上がるからやめてもらいたい。ものすごく多くの人たちが言っています。この文章の罪。一つ一つ反論したいんですけども、時間がないので、この税金が上がるという、皆さん言っていることに対して、私は、先ほど民意とおっしゃいますが、私はこれが民意とは到底思えない。このようなことで学校建設が中止になると、こんな川南町はどうなるんだと。どう思いますか。

○副町長（河野 秀二君） 先ほども言いましたけど、学校建設したら税金が上がりますと、そこに書いてありますか。（発言する者あり）でしょう。そうだったら、それが正しいんじゃないですか。

以上で終わります。

○議員（中村 昭人君） あえて増税負担をあおるような文章になっていませんかと、私は問うているわけです。実際に多くの町民が、みんなとは言いません、私は。多くの町民が、税金が上がるものと思っています。

次、行きます。唐中の看板の前に、茶畑に看板が立ちました。これは、町長、副町長は関与されているんですか。

○副町長（河野 秀二君） 実際、ボルトやハンマーでたたいて作ったのは私です。これは頼まれて作りました。

以上で終わります。

○議員（中村 昭人君） 看板の中には、広告条例は許可を得ていると。しかし、この茶畑にこういった看板を作るとは、農地法に違反している状態であったということ認識しております。一時転用許可を取ってなかったと。副町長は農地課におられましたよね。このことの御認識はなかったんですか。

○副町長（河野 秀二君） 25、6年か、30年前に農業委員会にいました。多分皆さん御存じだろうと思いますが、転用するには農振があれば農振解除が要りますね。これ1年か2年かかりますね。長ければ、2、3年かかります。農振を外すのに数年かかり、その後、

農地転用許可を取るのに2か月かかります。私たちが同志から頼まれて、私が作ったのは、そのときはその土地の所有者が頼まれて、ここでいいよと。その農振を除外するのに2、3年かかるのに、そういう一時転用は普通考えますか。だって1か月ぐらいというふうに私頼まれたんですね。1か月たったら取り壊してよと。私は深く考えませんでした、そのときは。だって農振外すのにですよ。中村議員も御存じでしょう。2年3年かかるわけでしょう。1か月立てるのに農振除外します、常識で。それはあり得んでしょう。

以上で終わります。

○議員（中村 昭人君） 確かに手続論でいくと、農業委員会を通したり、許可を得るまでに時間かかります。じゃあ、その時間がかかるまであるから、1か月ぐらいいいだろうというふうなお考えだったんですか。

○副町長（河野 秀二君） 私は最初知人から頼まれて、約1か月程度ですということでしたわけですね。それは当然土地の所有者も、私は知人が了解を取って、ここに立ててくれという程度の最初は認識でした。途中から、あれと思って、じゃあ、お茶畑だから、農振がかぶっているかもしれないねと。しかし、過去の自分のしていた仕事から農振を外すって2、3年かかるよねって。ここをどのくらい立てるんですかというお話したら、約1か月程度だろうか、ということで、ああ、そうですかということで立てていました。取り壊してくれという指示が来ましたので、取り壊しをしました。

以上です。答えになっていなければ、また具体的な説明がそれ以上ありませんけど、以上で終わります。

○議員（中村 昭人君） 頼まれたからやったと、そのような認識はあったけども、1か月ぐらいの話だということでしょうか。まあ、何ていうんですかね、この看板のそういった法律もそうですけど、あの中身、内容について、ちょっとお伺いします。

子供に借金を背負わすなという表現がありましたが、川南町の財政状況によって、今の借金が、60億円かかると書いてありますか、借金と基金の積立金の状況について、今の状況をお分かりなら、どう把握しますか。お答えください。

○副町長（河野 秀二君） 看板の鉄パイプとか、板とかはしました、私が。その上に貼ってある文字については、別の方がしたわけですから、私は関与していません。お手伝い等はいろいろしましたけど、はい、以上で終わります。

○議員（中村 昭人君） お手伝いはしたと。どこまで手伝って、後はしていませんよって、なかなか苦しい言い訳にしか私は聞こえませんが、まあ、さっき言ったですね、ちょっと看板から、ちょっともう時間がないので、財政状況のことをですね、借金60億ということ、これで川南町の財政は苦しいんだということを誘導しているように私には思えてはなりません。が、さきのお答えいただきたいのは、川南町の地方債残高と基金積立金の積立額をお答えくださいという質問です。

○財政課長（川崎 紀朗君） 質問にお答えいたします。

現在の地方債、一般会計の令和4年度末時点の予算ベースの地方債の現在高見込額が57億8844万円でございます。

それと、一般会計の同じ時点での積立て基金の積立て残高は66億8,177万5,000円でございます。

以上です。

○議員（中村 昭人君） ちょっと財政課長にそのまま質問をもう1回します。

この中で学校建設に使える、全て使うという意味ではございません。学校建設に使える基金という公共施設等整備基金、もう一つのふるさと振興基金、こちらの額を合わせて、現在残高が幾らありますか。

○財政課長（川崎 紀朗君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、公共施設等整備基金のほうですが、23億1133万1000円、これが4年度末の現在高でございます。

それとふるさと振興基金につきましては、24億8123万円でございます。

以上です。

○議員（中村 昭人君） ふるさと納税基金は、最近の、これは本当に執行部の御努力の賜物だと私は思います。積立額も年々積み増しておりまして、合わせて47億円を超える学校建設に充当できる基金があると。全て使えと言っているわけではございません。なので、借金という言い方と、あと借金も30年ぐらいにかけて、まず、すみません、学校を建てるという財政のときに、まずはこの基金の取崩しを行います。そして今回、町の中に学校を造るという計画においての補助事業がございます。そして足りない部分を地方債ということで借ります。この地方債が仮に30億円としたときに、30年間で償還していくわけです。大体家を建てる時も、貯金は切り崩して、親からの補助があれば親からもらいます。そして足りなければ住宅ローンを組むんです。そして払っていくんですよ。自治体も同じです。30年で、利息1%で払っていくと、約年間1億1000万、2000万という計算、これ執行部側に確認したんですが、行政がやることと、自治体がやることと、民間がやることの違いは、交付税措置。措置率にのっとって交付税措置があるということなんです。要するに、自治体が一旦払うけども、後から措置率において、いろいろあります、それは。教育的なものとか、まちづくり的なもので、措置率は違いますが、国が後から交付税の上乗せをして、町に交付されるんです。言い方分かりやすく言うと、国が払ってくれるわけです。なので、未来の子に借金を背負わすなど。

これ、総務省のホームページ見てくださいよ、地方債の考え方で。世代間の公平性を担保するために地方債を組むんですよ。学校を通うのは今の若い子供たちだけじゃないです。今から生まれてくる子供たちも、学校を一旦建てれば80年、そこで学校というものが存在していくわけですよ。メンテナンスしていけば。なので、今、私たちが負担するけども、将来世代も負担していきましよう。道路や橋もそうですよ。学校を造るから、道路を造るからっ

て税金が上がる自治体には誰も住みませんよ。だからこそ学校が造れる。基金があるから学校が造れるわけですよ。借金が60億を上がるから財政が逼迫していて造れませんって。今造らないと30年先の経済なんて分かりませんよ。人口が何人になっているか、財政状況が何人になっているか。今基金がこれだけあって、先ほど言いました学校の安全を担保するために、子供たちの学びを担保するために、この新中学校計画があるわけですよ。もったいないから、雨漏りがしているからじゃないんです。子供たちの未来の教育を考えているんです、私たちは。

私の支援者も、正直、地区の人も反対的な考え方の人はいます。この間のトロンの常会でもそうでしたよ。ただ、それを私は否定をするということには、なかなかやはり思いません。ちっちゃな頃から知っている人ですし。ただ、子供たちのために何とか、財政はこうなんですよと説明をしても、なかなか聞いてくれない。もどかしい気もしますが。でも私はですね、ちゃんとした情報は何なのかということをやはり今からも訴えていきますよ。中止をするんだったら中止をする根拠、開校年月日がいけないのか、令和8年、令和9年ならじゃあいいののか。そういうことを今からの議論の中でしっかりやっていただきたいと思います。このようですね、怪しいと言うと失礼かもしれませんが、私は怪しい怪文書だと思っています。ただ政治団体に登録されているということで、別にこのやり方を否定するつもりもありませんが、中に書いていることは、全くもって町民を誘導しているとしか思えません。それに町長、副町長が関与していたことということですね、これゆゆしきことだと私は思います。今、町長が行うのは、建設中止を提案するより、この文書に対して説明責任を果たすことが重要じゃないんですか。いかがですか。

○町長（東 高士君） 人それぞれに意見はあります。全く中村議員と私は見解の相違ですね。これはもう、私は私のでやっていきます。やはり民主主義ということをして私は大事にしないといけないというふうに思っています。開かれた町政をやるためには正しいことを正しくやる。今までがそうでなかったとは言いません。言いませんけども、こそくな手段でいろんなことをやってきた。そのツケが今そういうふうに戻っているんじゃないかなと私は思っています。見解の相違ですね。

○議員（中村 昭人君） 見解の相違というのは、それで事足りるかと思っておりますが、全くそうじゃありませんよ。民主主義ということを利用していませんかと言うております。私は民意とは到底思っておりません。まず、この説明責任を果たしてください。そして今回の町長がやることは、廃止議案じゃなくて、町長がやることですね、廃止議案を委員会前に付託する前に撤回してください。そして町民に対して説明責任を果たしてください。

以上をもって、私の一般質問は終わります。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時13分休憩

午前11時23分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

傍聴者へお願いします。会議中は静かにしてください。それから拍手は絶対しないようにお願いします。

ただいま副町長より発言の申出がありました。これを許可します。

○副町長（河野 秀二君） 訂正させてください。先ほど中村議員の質問に対して、一時転用の説明をいたしましたけれど、一時転用には、農振除外は要らないということでしたので、訂正をさせてください。

以上で終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、蓑原敏朗君に発言を許します。

○議員（蓑原 敏朗君） さきに通告いたしました質問要旨通告に基づき質問をさせていただきます。

私は今回の町議会議員選挙に立候補し、何とか議席をいただき3期目を迎えることができませんでした。今任期最初の一般質問になりますが、選挙期間中に町民の方に問われましたことを含めながら2点について質問いたします。

私は町議会に席をいただいて1期目から一貫して持続可能なまちづくりを訴えてまいりました。その姿勢は今も変わりませんし、今後も変わらず訴えていく所存です。

地域や町が全うな形で持続するにはどうしても人口減少に歯止めをかける必要があります。地域が存続し続けるためにはどうしても一定の人口は必要だと思いますが、残念ながら川南町の人口は減少の道をたどっており、4月1日現在で1万4676人となってしまいました。

本町だけの課題ではありませんが、特に地方においては人口が減少するとともに同時に高齢化率が上昇しています。その原因は多々あるのですが、要因の一つには生まれ育った故郷、ふるさとを不本意ながら生活のために都会に出ていくということがあるように思います。結果、都会が働き手を求めていることもあり一極集中ということになったのではないのでしょうか。一極集中を防ぎ地方が持続可能な地域となるためにはどうしても地方に人々が生活を維持するだけの収入が得られる仕事・産業が必要です。

川南町の場合はどうでしょうか。緑と自然豊かな本町のポテンシャルを生かすにはどうしても第一次産業、特に農業の振興が不可欠と考えます。従来から基幹産業と言われる農業の振興を図り、波及効果が他産業にも及ぶような形にならないかと思っています。

そこで町長にお尋ねいたしますが、先ほど申しましたが、本町の基幹産業は農業だと言われて続けてきましたが、東町長の本町農業の位置づけ、認識をお伺いします。

また併せて、今回町長は町長選挙を戦われたわけですが、町内くまなく先ほどお伺いしますと2回、回られたということですが、かなり回られたのではないのでしょうか。町内を回られてみて、町内、特に農村部の生活、生産活動環境をどのように感じられたのでしょうか。住

民の方が生活される上で何ら不便は生じていないのか。また農業生産活動の中でインフラは十分に整っているとお考えでしょうか。何かお気づきになることはなかったでしょうか。まず、その2点をお尋ねいたします。そのことを伺って、次の質問をさせていただきます。あとの質問は質問席でさせていただきます。

○町長（東 高士君） 蓑原議員にお答えをさせていただきます。

私は農業とは、土地を利用して有用な植物を栽培し、また有用な動物を育成し、生産物を得る活動であるというふうに認識をいたしております。本県は主要な農業生産国であり、本町を含む西都・児湯地区は本県の主要な食料自給の生産地だというふうに考えております。第一次産業の農業が他の産業を牽引しており、農業を中心に本町の経済は動いているというふうに思っております。

本町において売上げの多い産業、付加価値を多く生み出している産業、雇用を支えている産業という視点で産業構造を見ますと、全てにおいて製造業が1位で全体の68.9%を占めております。農業は10.3%ですが、しかし農業を中心にこの本町の産業は動いているという認識を持っております。以上です。

すみません。インフラの状況ですが、必ずしも、今農業が大型機械をどんどん導入をしておる状況で、農道と申しますか、道が昔のままだという状況であることは確かに認識しております。それにおいて農道を両側を広くするとか、そういうことが必要な状況になっておりますので、インフラはこれからやはり整備していかなければいけないというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議員（蓑原 敏朗君） 町長も川南町は農業を中心に回っている、動いている町だよということで安心しました。また私も今回選挙で町内をかなり回りましたが、やはり町長同様に整備しなくちゃいけないというところがあるような気がします。かつてと申しますか、江戸時代ぐらいまでは農村政策というのは治水対策が中心、洪水対策ですね、だったよというふうに聞いておりましたが、今はもう複雑多岐にわたりますして、町長の仕事としては、まず農村だけじゃなくて、的確に、先ほどから民意という言葉が出ておりましたが、的確に住民の意思を拾い上げられていくことが重要な仕事になって、それを政策に生かされることが重要な仕事になるんじゃないかと思っております。

選挙期間中、活動の中で、まだ農道をはじめ道路改良のことをいっぱい聞かされました。行政側とですね、その中で思ったんですけど、側の認識と住民の生活実態とは乖離があるのではないかということをおっしゃったわけですね。具体的に言うと、整備当時はそれでよかったのかしれませんが、今は利用度はこっちのほうが隣の道より高いんですよということですね、町民の方はこちらは町道と思っていただけど整備はなぜされないんですかということのように、整備時と環境が変化したこともあって、そのように住民と行政側の意識の乖離が道路等についてもあるんじゃないかと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

住民のニーズと現状の整備の状況が乖離しているのではないかとということですが、確かにそのような状況は見られると思います。農業を振興するために必要であれば、そちらのほうは農道の整備事業等を活用して整備していくべきと考えております。特に先ほど町長が申しましたように、農業機械の大型化に対応した農道というのは非常に求められているものと考えております。ただ、現状で、住民の方々のニーズを全て把握できているかというと、なかなかそこもできていないというふうな認識を持っております。

今後、住民ニーズを十分に酌み上げながら、活用できる補助事業の要件等と照らし合わせて、しっかりと整備のほうを前向きに考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（荻原 敏朗君） おっしゃるように、私も4年ごとぐらいしか町内を回るということはなかったわけですが、やっぱり4年前と今とではちょっと意識も住民の方の意識も変わってきたり、環境も変わってきますので、課長おっしゃいましたように、住民の方のニーズ把握というのは本当に大事な作業第一歩だと思いますので、また後で申し上げるかもわかりませんが、ぜひ、絶えずやっていただきたいと思います。

ちょっと昔の話で、一昔前の話で恐縮ですが、かつては農作業というと、私たちが子供の頃のことなんでしょうか。人力に頼る部分が多かったと思うんですけど、現在、選挙等の期間中も回ってみますと、人手で農作業をやられるというのは、まず見ません。家庭菜園を趣味的にやってらっしゃるのは別として、現在の作業はほとんど機械に頼ることが多くなっていますし、しかも機械は、町長先ほどおっしゃいましたけど、大型化してきています。作業効率を高めるためにも、そして最近では川南町では聞いていることはありませんけど、県内でも、年内、年間に数件起こっておりますけど、かつては川南町でもあったことがありますけど、機械による、路肩やらがちょっと脆弱なために機械等が横転というんですか、ひっくり返って下敷きになって亡くなったとかいう事故もありました。1、2年前もたしか鶏戸ノ本地区であったんじゃないかと思いますが、道路等も仮に整備されても建設時以上の負荷がかかるようになってきているんですけど、ニーズ把握等も大切ですけど、現状把握を役場側からすることも必要じゃないんでしょうか。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

確かにニーズを集めると、もう一つの方法として、やはり自ら点検をして必要な箇所を見つけていくという作業も必要だと考えております。先ほどから言われるように、確かに以前の整備された農道というのはどうしても道幅が狭いものが多いです。整備済みであっても、どのような使われ方をしているかというのは、その辺も見ていきながら把握をしていく作業をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（荻原 敏朗君） 四六時中出て回ってしなさいというわけじゃありませんけど、事

務作業ももちろんやっっているし、いつでも空いているわけじゃないでしょうけど、極力現場に出て行かれて、いろんな各課にこれは言えることですが、可能な限り現場に出て行って、住民の声を聞くことは必要でしょうし、現場確認のためにも、そうしていただきたいと思っております。

道路のこととは別に、農林水産省では、ウクライナ紛争もあってのことなんでしょうけど、日本の農業政策を進める柱とも言える政策だと、法律だと思うんですけど、食料・農業・農村基本法を来年改正しようとしております。その中に、農業者は例えば施設でイチゴを作ったりとかいろいろされたり、それぞれが御自分の意思でいろんなものを作られておるんですけど、農林省というんですか、国が場合によっては、食料増産を、強制力を、命令でできるような法改正はできないかということをおっしゃっているという、僕も報道で知っただけですけど、御存じでしょうか。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほども議員がおっしゃった食料・農業・農村基本法の改正の作業ということで、今、基本法の検証部会のほうが行われているところです。こちらのほうが5月29日に中間取りまとめということで資料のほうが出ております。そちらのほうは把握しております。また報道で流れていることに関しても確認を行っております。

以上です。

○議員（荻原 敏朗君） 今、課長がおっしゃったように、私も5月29日の中間取りまとめ報告をちょっとインターネットで取り寄せて見てみました。簡単に言うと、感染症や紛争で食料の輸入が止まった場合の規制や増産ですね、そのようなことの検討を盛り込めないかということのようです。

それともう一つ前回と違ったのは、平時何もないときですね、普通するときでもそういった規制はできないもんだろかということも併せて検討するというふうに書いてありました。これは背景には、日本の食料自給率が、カロリーベースですけど、もう40%を切っていると。これは昨日今日の話でなく、かなり前から言われていることですが、それらが裏にあるようですけど、御存じのように農産物は生産者が自分で価格を決めるという仕組みにはなかなかないようです。それらを含めて農産物の価格はコストに見合った適正な価格になるようにできないかということも検討課題に上がっているようでしたけど、先ほど言いましたように、もう以前から食料自給率のことは言われておまして、またかという気もせんではないわけですが、これでも淡い期待を持って、この行方を見たいと思っておるわけですけど、これらの国の法律改正方針について、町はどのような対応をお考えなのか、また、されようとしているのか、あれば教えてください。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

町はどのようなことをお考えかということなんですが、これまでも私たち農家等のいろんな意見を聞きながら、併せて国の情報等を入れながら、農家に有用な事業等を紹介して、川

南町の産業であります農業を持続可能なものにするために取り組んでおります。今後とも同じように取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（養原 敏朗君） 言葉尻をつかまえるようで恐縮ですけど、今まで同様にとおっしゃいましたけど、より以上にですね、より以上にアンテナを高くして、ぜひ、町長も先ほどおっしゃいましたように、川南町は農業を中心に回っている町なんだよということですから、ぜひ、アンテナを高くして、恐らく国はこの法律が成立すればですよ、併せて新たな事業なんかも構えるだろうと思うんです。それらをすぐにやりなさいという意味じゃなくて、必要であれば対応できるように、ぜひアンテナを高くして準備していただきたいと思います。

私の地区のことで、ちょっと恐縮ですけど、3月ごろ、平田川から田んぼに用水路を作って田んぼに水を引いております。これが平田川の擁壁の後ろ側がえぐれて、ちょうど田植前の水が必要な時期に、その病院の裏あたりが陥没してしまいました。水が行かなくなってしまったわけです。それについては県がすぐに取りあえず今年の稲作には間に合うように対応していただきましたけど、その用水路を管理している人たちも少なくなったことと、私より年下の人、私の知っている限りは1人しかおられません。かなり高齢化されております。私たちの地域だけの問題じゃないんでしょうけど、農業生産基盤というんですか、農業インフラを自分たちで整備するのがかなり困難になってきております。国が食料がなくなって米を作れ言うたって、水が来ないと作れませんからね。そんな意味であらゆるように対応できるように、国の事業等も、ぜひ、いつでも対応できるように高齢化、先ほど言いましたけど、高齢化で地域での維持管理がなかなか難しくなってきたお状況です。ぜひ、その辺調査も含めて、道路やら橋なんかは、当然、国・県・市町村がやるわけですけど、農業インフラについても、ひょっとしたら、もうそんな時期に、行政側がある程度の手助けなりをせないかん時期に来ているのかなという気がせんでもないわけですけど、いかがですか。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、用水路が壊れた件、議員にも動いていただいて、県の速やかな対応があって、田んぼを作られている垂門地区の方々が稲作ができていますのは非常によいことだと思います。実際に、じゃあ、そういうインフラの維持管理をどのような形で行っているかということなんですけど、垂門地区も含めて多面的機能支払交付金事業のほうに取り組んでいただいております。こちらのほうで、いろんな必要な維持管理、それから補修等に関する費用というのは出ています。ただ、先ほどから議員が御指摘のように、人手不足、高齢化によって人手が足りないという問題は、この交付金事業だけでは、まだ、なかなか解決できないような状況になっております。

今後どうしていくかということなんですけど、今、農業者だけの手にそういうインフラの維持管理を任せているような状況なんですけど、農業されている以外の方も協力できる方法はないかとか、いろんなことを模索しながら、将来の農業インフラの維持管理を考えていか

ないといけないというふうに考えております。

以上です。

○議員（荻原 敏朗君） 農業だけではないんですけど、高齢化というのはあらゆる部門で進んでおります。農業インフラの維持管理についても、将来に向かってとおっしゃいましたけど、ひょっとすると喫緊の課題かもわかりません。もう来年再来年の課題になるかもわかりませんので、研究検討は速やかにぜひお願いしておきたいと思います。

併せて、今度日本でG7サミットが行われましたけど、宮崎では農林大臣関係のサミットが行われました。その中でも若干出たようなんですけど、地球に優しい農業というんですか、地球に負荷の少ない農業、エコファームという動きが世界的にはあるようです。その中でもEUを中心に取組もうという話になっているようなんですけど、そのような話は御存じですか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

詳しい内容はちょっと今把握しておりません。先ほどからありましたように、食料・農業・農村基本法の検証等の中にも持続可能な農業への転換ということで、有機への転換、そういったことも今後見据えていかななくてはいけないということは把握しております。

以上でございます。

○議員（荻原 敏朗君） 町内でも数少ないですけど、既に有機農業に取り組んでいらっしゃる方は私も聞いておりますし、課長も当然御存じでしょうけど、EU、ヨーロッパあたりでは、もう今より、今の科学肥料、農薬等の使用を4分の1以上減らしましょうよと。でないと、輸出規制をしますよというまでに動いているような報道がありました。日本はまだ遅れていて、そのテーブルに着くのは慎重な姿勢みたいですけど、輸出ということですから、相手方の都合も考えなくちゃいけないわけで、日本が駄目だと言え、じゃあいいよと言われるだけで、私が役場に入った当時は産地間競争という言葉はありましたけど、海外との競争なんて想像だにしませんでしたけど、そんな時代ですので、そして私は、川南は、課長がさっきおっしゃいました有機農法、有機肥料を使うという意味では割と有利な条件の下にあるんじゃないかと思うんです。畜産が盛んですから。ぜひ、畜産と耕作農家、園芸農家も含めてですけど、連携というのは早めにとっていく必要があると思うんですけど、いかがですか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

有機に取り組むということは、最近お茶農家等も中心になって進められております。ただし、有機のやはり難しいのが、これまで以上にやっぱり手間がかかったりとかですね、どうしても隣の園地からの農薬のドリフトであったり、そういった問題があるかと思えます。そういったことをクリアしながら、できたら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（荻原 敏朗君） ぜひ、来年からということじゃないでしょうけど、近い将来そうなりそうだとすることは間違いのないんじゃないかと思えますので、ぜひ、お願いしておきま

す。

先ほど農業の高齢化を言いましたけど、これは農村部だけの問題ではないわけなんですけど、町内でも高齢化は深刻です。40%に達するとちょっと危険だよという学者さんもいるみたいですけど、川南町全体でも、もう手が届くような状況です。農家農村で言えば、意欲ある高齢者にとってはですよ、高齢者も農村部で生活はもちろんですけど、農作業にも従事できるような環境づくりというのは高齢化率を考えると必要なんじゃないかと思いますので、その辺も考えた取組みをお願いします。

3月だったか12月だったか忘れちゃったけど、一般質問で川南町の高齢化率は心配ですよと、常に対策を考えておく必要がありますよと、当時の町長に質問いたしましたら、高齢者はいづれ亡くなるんだから高齢化率は下がりますというお答えだったんですけど、僕はちょっと疑問に思ったんですけど、高齢者がいなくなったら、その地域そのものがなくなると私は思うんですけど、これは歴史的にそうだろうと思うんですけど、それは余談ですけど、高齢者を、高齢化を意識した政策は何事にもこれは高齢化と少子化という2つを何があっても、行うにあっても、外しちゃいけない政策になってくると思うんです。

今回、同僚議員が带状疱疹のことをちょっと取り上げてらっしゃるみたいですけど、そんなのも私選挙期間中におっしゃった方がおられました。全てのことについて、高齢化を意識した政策を推進してほしいということについて、町長はどうお考えでしょうか。

○町長（東 高士君） 蓑原議員の御質問にお答えいたします。

高齢者の方は今まで何十年間にわたりこの町の発展のために尽くしてこられました。また、今から生まれる子供たちは、これから成長し、この町のために尽くしてもらわなければなりません。そしてそういう方たちに行政が手を差し伸べる。これは当たり前なことだろうと私は思っております。そういうお年寄りの方にいろんなところの、例えば、町の施設等を私は小中学生と高齢者の75歳以上後期高齢者の人たちの自分のところの施設ですね、町の施設を使用する場合は使用料を無料にしますという公約を掲げております。そういうふうには高齢者に優しく、また、育児、子供の教育等にもやっぱり支援をしていくと。これはどこの行政であつても一緒じゃないかなと私は思います。今からこれは非常に大事。少子高齢化、人口減っていく中、しかし予算がだんだんだんだん減っていきます。人が減りますから。その中でいかにしてお金を財源をつくって、子供たちを育てていくかということなんです。

私は、2日の施政方針でも言いましたように、要するにそれをカバーするのはふるさと納税だし、あとはPLATZなんかの収益を上げると、そしてそれを福祉に回すというのがやっぱり最適じゃないかなというふうに思っておりますので、そういう回答でよろしゅうございますか。

以上です。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。午後の会議は1時10分からとします。

午前11時57分休憩

午後1時10分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（蓑原 敏朗君） 本町では、過去に2回の農村総合整備モデル事業というのを、これ農林水産省の所管事業ですけど、取り組んでおります。そのおかげもありまして、農道整備や営農飲雑用水施設整備もできております。

また、国からは、そこにあります改善センターですけど、設置場所等について、かなり御指摘や御批判をいただきましたが、改善センターもできて、町民に広く利用いただいています。農村部だけでなく、町内の生活環境改善に大いに貢献、前進したと私は思っておるんですけど、町長、御存じですか。

○副町長（河野 秀二君） 蓑原議員の御質問にお答えします。

私も役場に三十数年いましたので、そのときに同じ課で仕事をしたこともありますけれど、農村モデル事業を2回取り組んでおるのは知っております。その中の事業として、道路整備、飲雑用水など取り組んだのを、多々の事業をかなりの事業費でやったのは記憶しております。

以上で終わります。

○議員（蓑原 敏朗君） 町内の環境改善にかなり役立ったと私は認識しておりますけど、農村総合整備モデル事業というのは、現在、存在しないようですが、新たな町長も農道等、改善する余地はあるよということですけど、新たな農村整備事業に取り組むお考えはございませんでしょうか。

○町長（東 高士君） 今はっきり言いまして勉強中でございますので、新たな農業施策事業というのがどういうものを指しているか、まだ明確に分からないところでございます。農民、農家の方々の生活向上になることであれば、積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（蓑原 敏朗君） 現在、農村総合整備事業には、私、調べましたところ、農業集落排水施設整備事業、農業集落道整備事業、営農飲雑用水施設整備事業、地域資源活用施設整備事業、これは地域で小っちゃな発電とか、太陽光の発電をやっている施設を指すようです。これは、今、災害が取り沙汰されておりますけど、集落防災安全施設整備、そのような5つの事業があるようですので、担当課長は御存じだったと思いますけど、ぜひ町長のほうにこういう制度であるということをお知らせだけでも上げていただきたいと思いますんですけど。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど議員御紹介の農村整備事業については、農水省のほうで資料のほうがありますので、まだこちらのほう、取組としては新しい事業になっているようです。実際、国からの補助金があるんですけど、プラスして県の補助金というのも一応ガイドラインで予定されています。

ただ、詳細については、まだ決まっていないという状況ですけど、事業の内容につきましては、要項等定めてありますので、こちらのほう、ちゃんと説明をしていきたいと思います。以上です。

○議員（蓑原 敏朗君） やるやらないは別として、ぜひ情報を町長に上げていただきたいと思います。町単独では多くの事業を取り組むことは困難ですが、財源が限られておりますから、補助事業等、模索していただきたいと思います。もし、実施されれば、一時的でも土木事業者が潤えば、波及効果がほかのところにも当然あるでしょうから、ぜひ御検討いただきまして、今日は質問いたしませんでしたが、時間の関係で、農業問題については、労働力の確保のため、外国人等、町内もいっぱい入っておりますけど、技能実習制度、これは国の有識者会議で検討されておるようです。

また、遊休農地やらのまだまだ広がっているようです。農地の集積等も必要なことでしょう。取り組む課題は山積、山積みですが、農業活性化には町長が先頭に立って頑張っていたいただきたいと思うわけです。

私は、この選挙期間中回ってみて、農家の方が長い間のいろいろありましてヒステリシス状態というんですか、閉塞感に、ことも陥っているような気がするわけです。ぜひ町長が光や希望を与えて、その先頭に立っていただければと思うんですけど、意気込みをお聞かせいただきたいと思います。

○町長（東 高士君） 今、蓑原議員のほうから激励のお言葉をいただきましたので、先頭に立って、町民の生活の向上のために努力していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議員（蓑原 敏朗君） 期待しておきます。

次の質問いたします。

町長はじめ、職員の多くの方々には住民の幸せ、福祉向上を願って日々努力されていることは十分認識していますが、選挙期間中に住民からお聞きした話があります。具体的な例は後で申し上げますけど、単なる行き違いであってほしいとは思いますが、もし類似するようなことがあれば、早めに芽を摘むべきだと思ってお尋ねします。

その前に、町長、私の認識では、地方行政事務に携われるのは初めてではないかと思っておりますけど、今回が1期目の町長で、まだ当選されて日も浅く、早計に印象とか、感想を求めるのは酷かもしれませんけど、現段階で職員の町民への対応や仕事ぶりはどのようにお感じになっておられるでしょうか。

○町長（東 高士君） 選挙期間と申しますか、選挙期間前からいろいろ話と申しますか、職員に対する苦情と申しますか、そういうのを私は聞いております。前町長は、自立自走ということで、すばらしい職員が育っているというふうに至るところで、この議会でもおっしゃっていました。私が傍聴に来たときに、それも直接伺っております。

しかし、まだまだじゃないかなというのが私の本音でございます。有能な、そして能力の

ある優秀な人たちがまだたくさんおられると思います。また、その能力を引き出してやるのがリーダーじゃないかなというふうに思っておりますので、これからもいろんな諸教育を含めた対応、要するに町民のために役場があるんだと、役場のために町民があるんじゃないんだということですね。そういうためには、いかにサービスというのが大事か、サービスにおいて向上させ、利便性を高めるというのが役場の仕事じゃないかなと、そして相談とか、来られた方に一緒に寄り添って話を聞く、そしてまたお答えをするというのが本来行政のあるべき姿じゃないかなというふうには私は思っておりますので、そういうふうに見えるような職員をこれから教育をし、つくっていききたいと、そして町民の皆さんに喜んでもらえる、ああ、役場が優しくなったねと言われるようなシステムに変えていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議員（蓑原 敏朗君） 選挙期間中に、住民の方からお聞きした話を申し上げます。選挙期間中に、選挙カーを止められて、ちょっと聞いてくれと、役場にちょっと相談したら、担当がいなくて、伝えて、後で報告させますということだったんですけど、幾ら待っても返事が来ないので役場に電話を入れたら、お答えできませんから連絡しませんでしたということだったそうです。私は、こんな姿勢は非常にまずいと思ったんですけど、どう思われますか。

○副町長（河野 秀二君） まずいでしょうね。やはり必ず電話をして、解決できない問題または解決するために費用がかかると、そういったものをお返事するのが役場の担当の、役場職員全員でしょうけど、仕事だと思っておりますので、今、蓑原議員がおっしゃったことに関しては、大変まずかったと思います。

以上で終わります。

○議員（蓑原 敏朗君） 基本姿勢は、もちろん違法なこと、不公平なことはお断りするべきで、やるべきじゃないと思うんですけど、町民から、できないことのほうが要望は多いんでしょうけど、どうやったらできるんだろうかということをもっと考えてほしいと思うんですよ。頭から駄目な理由を考えていないんでしょうかね。あしき思い込みや先入観というのは、一番駄目なことで、排除すべきだと思うんです。

これは、ごく最近あったことなんですけど、建設課所管のカーブミラーの件なんですけど、昨年台風でカーブミラーが倒れたそうです。地元が行ったら、じゃつけましょうということだったんですけど、今年になってもつかないから、今年の振興班長が行ったら、これは必要ないからつけませんということで、私に見に来いという電話があって、見に行ったわけなんですけど、そして私が建設課につないだら、カーブミラーがあることによって車が来るのが見やすくなって、一旦しなくなって事故が起こりやすくなりますよという私には説明でした。

だから、つけませんと、一見説得力あるようで、じゃ全部カーブミラー外せよと言いたく私はなったわけなんですけど、何か説得と論破を間違っていらっしゃるんじゃないかと思ったん

ですけど、いかがでしょうか。

○建設課長（黒木 誠一君） 蓑原町議の御質疑をお答えいたします。

要望箇所のカーブミラーが昨年の台風で倒れ、地元から再要望の設置がありましたが、現地調査を行いました。現地は2車線道路に歩道が設置されており、合流するのに一旦停止を行えば、左右確認ができる状況でございます。このことを要望された代表者へカーブミラー設置不要と説明をして理解を得たところでしたが、その後、蓑原町議より地元が納得されていないと報告を受けたため、再度代表者へ訪問し、お話を聞きました。

その中で、代表者と現地確認を行い、担当職員の説明どおり、見通しは悪くなく、一旦停止すれば問題ないと改めて御理解をいただいたところでございます。担当課の考えでなく、町民の意見を聞き、理解を求めていきたいと思っております。先ほどの町長の答弁にありまして、今回の件につきましては、ちょっと意思の疎通がうまくいかず、町民に寄り添うことがきちんとできなかったのではないかというふうにして反省しております。

以上です。

○議員（蓑原 敏朗君） 何ですか、町民も、もちろんクレマー的なことを言う場合もあるでしょうけど、多くの方は納得するんだろうと思います、私に説明があったように、カーブミラーがあると、一旦停止をしなくなって事故が起こるから、つけると事故が起こるんですよというような説明は、ちょっと私はいかがなもんかと思っております。現在の接遇教育は、どんなになっているのでしょうか。

○総務課長（大山 幸男君） ただいまの御質問にお答えいたします。

接遇教育につきましては、宮崎県市町村振興協会が行う新規採用職員研修の中で、ビジネスマナー基礎として電話対応、接客対応のマナーなどについての項目がありまして、それを受講しております。ほかにも説明力・交渉力向上セミナーとか、コンプライアンスセミナー、住民に信用されるためにはどのような行動が必要かというような講習内容、研修もありますので、そのような研修を受講しているところでございます。

以上です。

○副町長（河野 秀二君） 総務課長の説明にちょっと補足をいたします。

私も、まだ副町長になりまして約3週間です。庁議がありまして、課長会がありまして、その中で、苦情や要望があった場合は現地調査をして、書面報告と併せて対面で報告してくれという指導をしております。その後、数件ありましたので、そのようにするよういたしました。

それと、もう一件は、校区長からの要望等が写真で上がってきておったわけですね、私は、大変だろうと思うんですね。届出される方が一回一回現場の写真を撮って役場へ要望書を出す、即建設課長の管轄の分でしたので、建設課長に、簡易なものや道路補修等については電話で対応して、現場へ行って、現場が分からなければ、そこでお互い確認して、その後、すぐ業者に連絡して早急に対応すればいいじゃないかと、でないと、今までやってきた申請人

が現場の写真を撮り、役場に来て届出を出し、それを決裁もらって、それにまた返事の決裁をもらって、私は、それはしなくていいと思ったんです。

だから、その辺りについては、先週だったか、建設課長に言いましたので、大きな、例えば2車線化にしてほしいとか道路舗装をしてほしいとか、そういったものは別ですけど、緊急を要するとか、そういったものについては、建設課長にそういった指導をいたしましたので、それも全てのものがそれに該当するか分かりませんが、一応そのようなことは指導をいたしました。

○議員（荻原 敏朗君） 以前、OJTということが盛んに言われた時代があります。ぜひ研修等に行かれることも必要です。大事です。現場で、管理職の方々は、ぜひ職員の方々に折に触れ、そのとき教育するように、ぜひそれも併せてお願いしておきたいと思います。すみません。

先ほども申しましたが、お金がない時代です。職員の知恵比べになってくると思います。ぜひ試験を受けられた有能な職員ですので、町長、ぜひ職員を育てていただいて、他町村に負けない職員を育てるようにぜひお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（河野 浩一君） 次に、内藤逸子君に発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 失礼します。発言通告に基づいて質問をいたします。

第1点は、中学校再編計画は、白紙撤回の公約をどう実現するのかについてです。

町長は、新中学校建設問題は、白紙に戻すと表明しておられます。新中学校建設は、既存施設を活用することで進めるとのことですが、私の理解ではですね。町長選挙結果に対する評価と見解を求めます。

2点目、学校給食の無償化についても、前町長も教育長も、検討する時期に来ていると回答しておられました。隣の木城町でも、今年度より給食費の無償化を実現しています。町長は公約に掲げておられましたが、どう実現するのか伺います。

3点目、物価高騰やコロナ禍による景気悪化の中、高い国民健康保険料（税）が町民生活をさらに苦しめています。国民健康保険料の18歳までの子供の均等割保険料をめぐって、今大きな焦点となっています。子育て支援策として、子供の均等割の独自減免や多子世帯の国保料（税）減免などを採用する動きが起こっています。その多くは、国保法77条（国保税の場合は、地方税法717条）の規定を活用したものです。国は、2022年度から就学前の子供の均等割を半額に軽減する仕組みを導入しました。この措置は、減免ではなく半額、小・中・高校生には何の恩恵もないなど、根本的解決に程遠いものです。全国知事会など地方団体は、就学前児童の均等割減額にとどまらず、子供の均等割問題の根本的解決を図ることを国に求めています。川南町も全国に先駆けて均等割の軽減に取り組みませんか。

4点目、带状疱疹の予防接種の一部助成について伺います。

最近私の周りで、带状疱疹になり、症状が重篤になっている、仕事にも復帰できないため、

生活にも影響を及ぼしています。予防接種の一部助成はできないのか伺います。

5点目、学校のトイレ改善について伺います。

小中学校の現在のトイレをどのように把握していますか。令和2年9月、文部科学省のデータでは、全国平均約57%、宮崎県は約43%が洋式となっています。全国ワースト5位です。川南町の小中学校のトイレの洋式率はどうなっていますか。

あとは質問席で伺います。

○町長（東 高士君） ただいま内藤議員のほうから、中学校の再編計画は、白紙撤回の公約をどう実現するのかという御質問をいただきました。

これにつきましては、町政運営方針で述べたとおり、我が国は、法治国家で、民主主義国家でありますので、選挙で意思が、民意が反映されておりますので、白紙に戻します。私が申している白紙というのは全てが、要するに既存中学校を使うということではなくて、全ての既存中学校を使うか、それとも使わないかというのまで含めて議論を積み重ねていきたいというふうに思っております。全て、要するに白紙に戻して、既存中学校を使うのであれば、既存中学校のどちらを使うんだ、そういうふうに意見を一つ一つ積み重ねてやっていきたい、これが非常に私は大事だと思っておりますので、そういう形でやりたいと思っております。

それと、給食費につきましては、来月から無料化を早速実施いたします。

あと5点ありましたけども、それにつきましては担当課長のほうから、専門的な要望でございますので、回答させていただきます。

以上でございます。

○町民健康課長（谷 講平君） それでは、内藤議員の御質問にお答えいたします。

国民健康保険制度の未就学児に係る均等割軽減につきましては、国の全世代対応型の社会保障制度に伴い、子育て世代の経済的負担軽減の観点から、国保制度において、制限をかけずに、子供がいる世帯に対しまして一律に均等割、保険料の5割を公費により軽減する措置がなされています。国民健康保険制度では、全ての世帯員がひとしく保険給付を受ける権利があるため、均等割保険料として世帯人数に応じた大分の保険料を御負担いただく必要があると考えております。この件は、国の政策により対応すべき事案と考えております。さらに上乗せする形での町独自の軽減措置は考えておりません。

以上です。

続きまして、带状疱疹の件ですが、带状疱疹は、小児期に水ぼうそうにかかり、水ぼうそうが治った後も、ウイルスは体内に潜伏しており、加齢、疲労、ストレスなど何らかの原因で免疫力が低下すると、ウイルスが再び活性化し、带状疱疹を発症いたします。現在、带状疱疹ワクチンについては、厚生労働省によって使用が認められているものの、予防接種法に規定されておらず、希望する方及び医師の判断により接種していただく任意接種に位置づけられております。

ワクチン接種費用の一部助成につきましては、他自治体において带状疱疹ワクチン接種の

費用を助成している事例はございますが、予防接種法に基づく定期接種化など、今後も国の動向や県内自治体の状況等を注視していく必要があると考えておりますので、現在のところ一部助成につきましては予定しておりません。

以上です。

○教育長（坂本 幹夫君） 内藤議員の御質問にお答えします。

5点目の学校のトイレ改善についてでございますが、トイレの洋式化につきましては、これまで計画的に進めております。また、今後も計画的に進めていこうと準備をしておりますが、詳細は課長に答えさせます。

○教育課長（山本 博君） 本町の小中学校におきます洋式化率につきましては、小学校5校で30.60%、中学校2校で32.65%、小中学校全体で31.32%となっております。これは5月末現在の数字でございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 第1点の中学校再編計画問題について伺います。

令和5年3月発行の教育委員会だよりによると、学校名が決定したとありました。しかし、4月発行では撤回しています。これはどういうことでしょうか。経緯を説明してください。教育長に伺います。

○教育長（坂本 幹夫君） ただいまの内藤議員の御質問にお答えします。

これまでに新設立中学校の設立推進委員会というものを設けまして、それぞれの部会で、例えば通学路に関わる問題とか、学校の制服、校歌、校章旗、そして部活動、それから教育課程、そして教科用図書とか、いろいろなものにつきまして、部会で検討してきました。その中で、PTA等、教員から構成される総務部会の中から、新中学校が分からないと、今後の校歌とか、いろいろなものに支障ができるので、まず教育委員会のほうでも進めていただけないかという御意見がありました。

そこで、校名案の募集を行いまして、令和4年の9月12日から9月30日まで行いましたが、434件の公募がありました。それを受けまして、令和4年10月20日に募集結果の中から、その総務部会で候補を4つ選定しまして、教育委員会に報告がございました。令和4年11月25日、教育委員会の第11回定例会議におきまして、その議案を審議しまして、教育委員会としましては、校名が川南中学校に決定するのが望ましいのではないかということになりました。そして、令和4年12月13日に議会のほうに報告をさせていただきました。

しかしながら、4月におわび文を出していますのは、あたかもこれが教育委員会が最終決定をしたというような誤解を与えてしまったということに関しまして、私たちも仮称とか案とかいうのを入れればよかったんですけども、そういう誤解と不安を招いたということで、4月号で町民の皆様におわびを差し上げたところでございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） それは議会軽視ではありませんか、いかがですか。

○教育長（坂本 幹夫君） 先ほど言いましたように、令和4年の12月13日に議会のほうの勉強会のほうで報告はさせていただいておりますので、それを受けまして教育委員会だよりで出したということになります。決して議会を軽視しているわけではないと認識しております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 中学校再編は、学校規模を重視するあまり無理な統廃合を行うことは避ける、小規模校として残し充実させたほうが好ましい場合がある、住民の理解と協力を得て進めるなど、文部科学省も言っています。

川南町でも、現在ある中学校を活用する案や新中学校を建設した場合など、いろいろな角度から論議をし、広く意見を聞く機会を設ける、町長が公言されているタウンミーティングを毎月開催されるとのことですが、開催するに当たって老若男女、幅広く意見を集めていただけますか、町長に伺います。

○町長（東 高士君） 私が計画しておりますタウンミーティングは、今月末から実施をしようと思っております。町民で、町内にお住まいの方であれば、どなたでも、どの場所でも参加できます。発言される場合は、必ず氏名と住所と、それと連絡先を述べてと伺いますか、記録していただいて発言をしていただくと、そうしませんと、意見に対して回答ができませんので、そういう形でやっていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 私が行ったアンケート結果では、町民の意見を聞いてほしいが48%、統合するなら現在の中学校に統合して欲しいが48%、町の計画どおりに推進して欲しいは8.1%でした。それ以外にも、中学校再編問題について様々な御意見をいただいています。例えば、「中学校統合は、まだまだ時間をかけることが大切、無駄なお金を使う考えを町議会全員で話し合ってください」「中学校統廃合は、必要だと思うが、まだじっくり考えるべき」「ひきこもりやゲーム依存症で学校へ登校できない子供への居場所づくりや身近に相談できる専門医を置いてほしい。家族、本人もすごく悩んでいると思います。建物を造るよりも、人づくりを望みます」「新中学校建設は、反対、必要なし。現在の中学校を大いに再利用建設してほしい」「場所は町の中心部で通学にはよいのですが、唐中が十分使えそうとのことで、もったいないと思います」といったいろんな御意見をいただいています。そのことから、中学校再編問題は、町民全体の多くの意見を取りまとめ、議論を深めて、よりよいものをつくり、100年先の川南ビジョンを示していきませんか、町長に伺います。

○町長（東 高士君） 全く同感でございます。

○議員（内藤 逸子君） 透明で開かれた町政は、町民合意が一番の近道ではないでしょうか。そのためには、新中学校を建設した場合、現在の中学校に統合してリノベーションした場合、または新築した場合、それぞれの試算を比較検討して公開してはいかがでしょうか、町長に伺います。

○町長（東 高士君） 今から検討を、この議会終わった後にやっ払いこうというふうを考えております。それはいろんなことを検討し、そしてどれが一番町民のためになるかと、目先のことでなくて、10年先、20年先を考えて、それは高所大所から判断をして、最終的には私が決断を下すという形になろうかと思いますが、そういう形で、皆さんの議論を集めてやっていきたいというふうを考えております。

○議員（内藤 逸子君） 町民の合意を深く求めて、次に移ります。

第2点、学校給食費の無償化について伺います。

学校給食費無償化の動きは、全国254か所に広がっています。財源については、市町村の予算規模の1%あれば学校給食費無償化が実現できると、各地の自治体の試算で明らかになっています。1%の予算は出せないお金ではありません。自治体のやる気次第です。川南町は、今年の7月から実施との補正予算案が出ていますが、4月から6月までの負担分の払戻しは考えていませんか、どうでしょうか。

○町長（東 高士君） 7月から実施いたしますが、4月から6月までと言われましたよね。それは考えておりません。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 7月から実施するということは、町長の公約の実現と受け取ってよろしいでしょうか。

○町長（東 高士君） そのとおりであります。

○議員（内藤 逸子君） 学校給食の無償化は、子供、保護者、教職員、自治体職員など、広く町民から歓迎の声が上がっています。とても積極的な施策です。

学校給食費無料化したことによる成果の例を紹介いたします。

児童生徒には、地域への感謝の気持ちの涵養、栄養バランスのよい食事の摂取や残食を減らす意識の向上、給食費が未納・滞納であることに対する心理的負担の解消。保護者には、経済的負担の軽減、安心して子育てできる環境の享受、親子で食育について話し合う機会の増加、教育への関心の増加、給食費納入に係る手間の解消。学校・教員には、給食費の徴収や未納・滞納への対応負担への解消、食育の指導に関する意識の向上。自治体には、子育て支援の充実、少子化対策、定住・転入の促進、食材費高騰による経費増加の際、保護者との合意を経ず措置可能である。

給食費無償化は、憲法上の権利です。物価の高騰・格差と貧困の拡大の中で急いで取り組むべき課題であり、社会保障と教育の負担軽減は、経済を立て直すための重要な柱です。いかがですが、教育長へ伺います。

○教育長（坂本 幹夫君） 今も言われましたように、無償化することで様々な保護者の負担が軽減しまして、子育て支援の充実につながることを思われます。

また、本年度、本町では、県からの指定である食育推進校をモデル指定にされていますので、その点も充実するのではないかなと思っています。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 川南町の学校給食は、特においしいとの評判です。私が行ったアンケートでは、「給食費をどうにか無料にしてほしいです。東地区で開催された座談会で、勇気を出して手を挙げ、質問しました。コロナの予算が7,000万円残っているから検討すると役場が言ってくれて、その後、半年間給食費無料化が実現されました。とてもうれしかったです。うちは、4月から3人小学生で、月1万2,000円給食費がかかります。どうにかしてほしいです。シングルマザーや非課税世帯だけが苦しいわけではないです。共働きでもやっていけません」という切実な声が寄せられています。給食費無償化は効果的な施策です。

そこで、生徒1人当たりの負担金額を調べるために川南町のホームページを検索しましたが、給食費の金額の掲載がありませんでした。町民やそれ以外に移住を考える人などの子育て支援のアピールのためにも、もっとホームページの充実も必要ですが、どちらも充実させられますよね。教育長に伺います。

○教育長（坂本 幹夫君） 内藤議員の言われるとおりでございます。広くホームページ等でお知らせをしていきたいと思っております。すみませんでした。

○議員（内藤 逸子君） 子供には学び成長する権利があります。

しかし、経済的にも能力的にも、子供は、自分ではその権利を充足できない。親だって、1人では充足させられない。その権利は、大人社会全体で保障するしかない。その一つの形が、憲法が示した無償の義務教育で、政府も給食費や教材費も無償化の対象と考えています。

国に全国的な無償化を求めて、次に移ります。

第3点、子供の均等割の軽減について伺います。

国民健康保険料（税）世帯員の数に応じて係る均等割についてお尋ねします。

国保では、均等割の仕組みがあるために、被保険者の数が多いほど国保料（税）が上がっていきます。低所得世帯には、法定軽減が適応されるものの、子供の数が多いほど国保料（税）が引き上がる仕組みです。人間の頭数に応じて課税する人頭税は、古代につくられた税制で、人類史上で最も原始的で過酷な税とされています。21世紀の公的医療制度に残っているのです。これは、時代錯誤の仕組みなので、廃止しかないと思いますが、町長いかがですか。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後1時56分休憩

.....

午後2時06分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○税務課長（米田 政彦君） ただいまの内藤議員の御質問にお答えします。

国民健康保険税の仕組みですけれども、受益に応じた応益割と負担能力に応じた応能割と

いうものがございます。いわゆる均等割というのは応益割に該当し、所得割というのが応能割に該当いたします。議員がおっしゃっているような、均等割が不適切だという表現は、私は当てはまらないと考えています。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 全国各地で子供の均等割を軽減・免除する自治体独自の取組があります。川南町でも、子育て支援予算を転用し、国保世帯の子供の均等割を一律3割減額する仕組みも導入しませんか、町長に伺います。

○税務課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

内藤議員、ちょっと誤解があるようですので申し上げますが、国民健康保険事業特別会計には、法律で定められたもの以外の繰入れは禁じられております。ですので、子育て支援予算を一般会計から繰り入れることはまずできません。それを前提とした上で御説明申し上げますが、先ほど答弁にもありましたように、未就学児の均等割については、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から法令が改正されましたので、法令の基準に従い、令和4年4月から5割を軽減しています。これによる減収、軽減しているわけですから、税収が少なくなるわけですね。これによる減収は、国が2分の1を、県と市町村がそれぞれ4分の1ずつを負担することが法律で義務づけられています。これは法律で義務づけられていますので、一般会計から繰り入れることを許されているものです。

ですが、法令の基準を超えた軽減を実施する場合、さらなる軽減分の減収については、国、県は義務負担する必要がありませんので、全額を本町の国保被保険者が負担しなければならなくなります。法令の基準を超えた軽減を実施することは、本町国保被保険者にさらなる負担を求めることとなりますので、現状では非常に厳しいものと考えています。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 均等割について、ちょっと勉強不足で、すみません。もっと勉強して、また質問したいと思います、この件は。

次に移ります。

第4点、带状疱疹の予防接種一部助成について伺います。

带状疱疹は、加齢に伴って発症率が高くなり、特に50歳代から急激に増加し、高齢者に多く発症し、症状も重篤になりやすい病気です。予防接種を受けることによるメリットが大きい病気です。

77歳男性、スポーツ万能で生涯現役と、充実した毎日を送っていましたが、発病してからは、原因究明に時間がかかり、重篤化して、仕事ができなくなり、気力も体力もなく、予防接種を受けていればこんなことにはならなかったと悔やんでいます。特に、80歳以上は3人に1人が発症し、症状も大変辛い病気です。予防接種の一部助成をすることで、医療費軽減につながり、元気な町民が増え、長い目で見れば活性化にもつながります。啓発にも力を入れ、一部助成を提案いたします。いかがでしょうか。

○町民健康課長（谷 講平君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

ワクチン接種費用の一部助成につきましては、他自治体においてワクチン接種の費用を助成している事例がございます。現在、予防接種法に基づく定期接種化など、今後も国の動向や県内自治体の状況を注視していく必要があると考えておりますので、現在のところ、一部助成につきましては、予定はしておりません。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） この带状疱疹という病気についての啓発というんですか、こういう病気で、私たち老人がかかる病気なんですけど、もう少し啓発というのをしていただきたいんです。知らないという人が多くて、実際にかかった人は、こんな病気知らなかったと、なかなか見つけられなくて、あっちに行ったりこっちに行ったりしている間に悪化したという人がおられて、私の周りにですね。今度、今回3月議会で、徳弘議員もこのことについて取り上げておられたんですけど、わざわざ取り上げてみました。あまりにも、結構带状疱疹になった、私もというのが多いものですから、健康についての啓発というんですか、そのことをちょっと広めていただきたいというのが根底にありまして質問しました。お願いします。

では、次に移ります。

第5点、小中学校のトイレ改善についてです。

小中学校の現在のトイレの洋式率はどうなっていますか。家庭生活では洋式トイレが普及し、約9割です。学校のトイレを見に行かれましたか伺います。

○教育課長（山本 博君） お答えいたします。

全体的な洋式率につきましては、先ほど申し上げた数字でございます。学校別に申し上げますと、川南小学校が26.76%、通山小学校が26.19%、東小が28.57%、多賀小学校が50%、山本小学校が42.11%、唐瀬原中学校が31.25%、国光原中学校が34%となっております。特に、川南小学校につきましては、トイレの数が多いものですから、ちょっと低い数字にはなっておりますが、先ほど教育長が申しましたとおり、計画的に洋式化のほうを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 小学校のトイレが怖い、行きたくないから我慢する、一部の子供かもしれません、もし慌てて帰宅中に事故に遭ったら、漏らしていじめが起きたら、我慢し過ぎて病気になったら、トイレ一つで様々なことが起こるかもしれません。最低でも宮崎県平均の43%を目指しませんか、いかがですか。

○教育長（坂本 幹夫君） お答えします。

トイレの改善は、利用する児童生徒、それから保護者または社会教育、社会体育で、来庁される町民の方々も使えますので、そのの方々にとって整備することは大切であるとの認識があります。教育委員会としましては、予算の権限がありませんので、財政課とも協議しながら

ら、宮崎県平均の43%、もしくはそれ以上を目指していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 快適な学校生活を送るために、トイレの改善は早急を実現する課題ではないでしょうか。

また、それに加え、今、前年の同じ時期（令和4年1月から7月）に値上げされたのは約1万686品目でした。今年は、前年に比べて約2倍の物価の値上げが行われる見込みです。金額にすると、年間で2万6,000円も個人には負担が増えると試算されています。町民の暮らしは、ますます厳しいものになります。

暮らし、福祉の砦としての役割をしっかりと果たしていただくことを求めて、質問を終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、乙津弘子君に発言を許します。

○議員（乙津 弘子君） こういう場はあまりないと思いますので、選挙のお礼を言いたいと思います。

75歳、後期高齢者、女、よそから来た私に、私の関係者が心配してくれた条件でした。本当に危ないんだよ、何度も怒られました。そのたびに、ああ、そうですかと思いながら、各家庭ちょっとずつ、あっ、違反なのかな。回りました。本当に今回の選挙は、公約の選挙だと思います。公約、建設反対か推進か、だから私が通れたんだと自負しております。いろいろ応援してくださった方々、また批判の方々もいらっしやるとは思いますが、本当にありがとうございました。ちょっと最初に入れさせてもらいました。

そしたら行きます。

1つ目、坂本教育長の責任を問う。新中学校建設に邁進のあまり、現中学校を顧みず、卒業生、在校生に多大な不利益を与えています。

2つ目、子供たちの学力アップのため、学習サポーターを各小中学校に常設。

3つ目に行きます。道路等のインフラの補修のビジュアル化。

4つ目行きます。トロントロンの活性化。私は、トロントロンは中学生でなくて、高齢者が活性化できると思っておりますので、これを出します。

あとは質問席で話したいです。

○教育長（坂本 幹夫君） ただいまの乙津議員の御質問にお答えをいたします。

2つの視点からお答えしたいと思います。1つは、現在及び未来の生徒数の推移という視点、それから2つ目は、議会の議決事項と教育委員会の職務権限についてという2つの視点からお話しします。

御存じのように、少子化の進展というのが非常に大きな課題でございます。本年度、2023年には両中学校が418名の状況ですが、2030年には両中学校合わせて294名となる見込みでございます。生徒数の減少に伴いまして、中学校では教科担任制ですので、全ての教科に専門

の先生が配属されなくなる可能性があります。特に、国光原中学校は、今、2年生が一学年一学級の状況でありまして、昨年からすると3名の先生が減となっている状況であります。そのために、それを補充するために、町費負担の雇用職員も入れております。

また、臨時免許、免許外申請、そして一部の教科で専門外の指導というような状況が今もあるのが事実であります。例えば、英語の先生が実際に臨時免許で昨年は社会、そして今年は国語を教えていらっしゃいます。それから、音楽の先生が家庭科の専門がいまないので、家庭科の授業も行っております。それから、体育の先生が1人で教務主任をしておりますので、数学の先生が体育を持っています。そして、技術の専門の先生もいまいないので、今は教頭先生が見ていらっしゃいます。それから、美術については専門の先生がいまないので、小学校の多賀小学校から兼務発令をしています。そういった状況を鑑みますと、生徒数によって教職員の定数が配置されますので、この先、児童生徒数が減れば減るほど教職員の定数が下がるということで、専門教科を受けられなくて、子供たちの教育環境が難しいということで、学校の統合に向けては、私が教育長になる前の平成28年から進められてきました。

そして、令和元年6月の定例教育委員会におきまして、中学校の統合につきましては、教育委員会の中では全会一致で可決されました。

そして、令和3年の12月議会で議決いただきました川南町立統合整備基本計画、これを根拠に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に「教育委員会の職務権限」がございます。廃止と設置に関するものでございますけれども、それに従い、私たちは粛々と進めてまいりました。全ては子供たちや学校のために進めてきたものであると私は思っておりますので、議員の言われる不利益を与えるとは私は思っておりません。

以上でございます。

○議員（乙津 弘子君） 2番のほうから先に行きます。今の。

○議長（河野 浩一君） 乙津さん、立ってください。

○議員（乙津 弘子君） ごめんなさい。しんどいんです、立つのは。

○議長（河野 浩一君） 何で。

○議員（乙津 弘子君） 立ったまんまで、長時間もつかどうか分かりませんので、どうですか。

○議長（河野 浩一君） 立つのがつらいんですか。

○議員（乙津 弘子君） はい。だから、ここがあるかなと思っていました。

○議長（河野 浩一君） なら仕方ないでしょう。

○議員（乙津 弘子君） 先に行きます。

子供たちの学力アップのための学習サポーターを各小中学校に常設にということから、今の教育長のお話から、こちらのほうを先にしたほうがいいかなと思っております。いわゆる県が指定する教員の定数、それはちゃんと分かっております。それで結構です。

ただし、私は、子供たちが学校で、特に算数、数学、前で先生が説明する、そのときに、

私なんかはずうずうしいほうでしたから、手を挙げて聞きました。

でも、大多数の子は聞けません。そして、大体そのまま帰ります。夏休みに塾に行ったりとか、そういうのもあるかと思うんですが、基本的にはその場で解決することが一番なんですよ。

だから、教室に1人か2人の前で、いわゆる正規の先生が説明されているときに、分からなくて、ちょっと目がうろうろとしている子のところにぱっと駆け寄って行って、どうしたんと声をかける。そしたら、その場で解決することが大体ですし、もうちょっと詳しいところは廊下でねとか後でねとか、いろいろできると思うんです。その先生は、授業中も休み時間も、それから放課後も聞いてあげるように、こういう先生が5人おったら、大体小学校3、4年生の算数、ここで引っかけちゃうんですね。私は、小学校に講師で行ったことがあるんですけど、ああ、ここで分からなくなるんだって分かりました。私の息子たちも、すっかり分からなくなっていました。

それから、中学校で数学、数学もですけど、英語もです。英語の1年生の終わり、3年生の終わり、2年生ではあまり聞かないんですが、私は、担当は社会科なので、クラスの子供たちの様子を見ていたんですが、ここで、あっ、分からせてあげたらいけるんだなというのがよく見えました。

そして、クラスが分かる、子供たちが分かる、教室が明るくなるんです。やっぱり分からないということは、つらいんですよ。分からないということと言える子は、そう多くありません。

だから、いじめもなくなるんですよ。減るんですよ。ですから、私は、学校に小っちゃい学校、大きい学校あると思うんですが、5人ぐらいずつ、1人300万と計算して35人、1億500万とざっと計算して、前に給食の無償と合わせて2億ちょっとでできるな。新中学校という建設というばかげたことをしなかったら、食べ物とお勉強がしっかり賄えるなと思いました。そういうことを要望しているんですが、どうでしょうか。

○教育長（坂本 幹夫君） ただいまの乙津議員の御質問にお答えします。

乙津議員が言われますように、子供たちの学力アップは、やっぱり子供たち相互の人間関係、もしくはいろんな面で大切になっていますし、学力向上は、本町でも大きな課題であると捉えています。特に、今言われましたように、小学校3年生からの算数につきましては、2年生で掛け算、九九をしますけれども、今度は割り算、小数、それから分数等が入ってきて、3、4年生で余計分からなくなるというのが私も現場にしながら、それは承知しております。

文部科学省のちょっとデータを調べたんですけども、平成20年3月に教育サポーターの普及に向けてというリーフレットを発行しています。国の教育サポーターは、議員が言われる学習サポーターと同じだと認識しているんですけども、学習等で得た知識や経験を学校の授業や社会教育での講師として学習支援を行う人のことを指しています。議員が言われま

す学習サポーターに関しても、学力向上のためのサポーターということですので、授業支援を意味するものだと、先ほどの御質問を聞いて認識しました。

本町の学習支援の状況を若干御説明申し上げます。

学校には、特別支援教育の学校支援員という者を配置しまして、特別支援学級並びに通常学級の支援に13名のスタッフを各学校に配置しています。

それから、別にスクールサポートスタッフということで、先生方の教材、教具の準備に当たる先生、準備の支援として2名を配置しまして、川小、唐中、国中に派遣をしています。

それから、学年や学級を習熟度、例えば一学級を2つのクラスに分けて2人の先生が指導に当たるとか、一学級の中に主になる先生がいて、もう一人の先生が個別に当たるとか、そういった少人数指導を4校で導入をしております。

それから、今年から県のほうが小学校高学年教科担任制というのを配置していただきまして、通山小と多賀小では、理科とか算数とか、あるいは交換授業を行うなどして、複数の先生からの指導を受けている状況であります。

また、小学校の複式学級も既に2校出ておりますが、ここにつきましては町費負担で、複式学級の解消をしております。

また、不定期ですけれども、学校の求めに応じて役場の職員とか教育課の職員とか、町民の方々が総合的な学習の時間をはじめ、学校に授業支援をしていただいています。

それから、特筆すべき点が、令和2年度から町内の公営塾と連携しまして、中学3年生の中体連が終わった夏の水曜日に放課後公営塾ということで、高校受験に向けてしています。これも非常に助かります。

議員が言われますように、学習サポーターにつきましては、学力アップにつながると思いますので、会計年度職員として採用して学校に配置するという事は、私も賛成でございます。

今課題としましては、大きな課題として講師が不足していると、公募しても手を挙げる人がいないと、それで今喫緊の課題として、唐瀬原中に実は数学の先生がついていたんですけど、全県下を回っても、まだ見つからない状況が現実には起こっています。ですので、町内で公募をかけたり、あるいは単独で探して、そういう支援に当たる人を人材バンクに登録して、そして町当局と話をしながら、学校に配置できれば、本当に理想的だなと思うところがございます。

以上です。

○議員（乙津 弘子君）　すごくたくさん言ってくれましたね。そんだけ実現したら、教育の中身ですよ、それは。校舎じゃないんですよ、あなたが言ったのは。それで十分なんです。何で新しい校舎などを造ろうと思ったんでしょうね。私は、それが言いたかった。一番教育の中身なんです。

そして、校舎については、皆さん、私、よく飛んでしまうんですけど、時を超えて、教

育の原点、100年、もうちょっと前、百五、六十年前かな。山口県萩市に松下村塾、行ったことがある人多いと思います。教員をされている人は、大概行っていると思います。私は、修学旅行で子供たちを連れていきました。あっ、こんな小さなというあばら屋です。今もあります、あの中からたくさんの人物が飛び立っていったんですよ。建物じゃないんですよ。ちょっと吉田松陰という偉人のおかげかと思います。

それから、今度は世界を行って、今のことですが、ウクライナ見てください。たまたま私がテレビつけたときに、中学校が破壊されていました。ミサイルでやられたとこでした。大概この年になったら涙は出ないんですが、そのときは涙が出ました。その子供たちのことをいろいろ思いました。そんなことから考えたら、私のこれは名刺に書いている公約なんですが、川南町の2つの立派な中学校を大切にしよう。みんなすごい宝を持っているんですよ、川南町は。

私は、関西で6つの中学校を回りました。こんな立派な中学校。新しく10年ほどという、京都で一番金持ちの町の中学校が最後の場所だったんですが、ここに。それから、京都で一番古いんじゃないかという、歴史じゃなくて建物が古いという、同志社大のすぐそばの田辺中学校というところに10年おりました。どちらも楽しかったです。建物じゃないんですよ。私は、今、2つの立派な中学校があるのに新中学校、校舎を造ろうというのは、日本中探しても、何か事情があって建てんならんのは知りませんが、日本中探しても、世界中探してもないと思います。先ほど坂本教育長がおっしゃったような、教育の中身が大事だと思います。そしたら、教育長には申し訳ないんですけど、あなたの責任を私は発表させてもらいます。質問します。坂本教育長に。坂本教育長、あなたは、令和3年11月の川南小学校での新中学校建設説明会で建設費不明、町長は不在という説明会で、川南町の教育行政について、私が最高責任者ですと言明しました。

それから、1年半、行政座談会、町議会等において、建設の必要性を強調してこられ、ついには選挙前々日の4月21日、PTA参観日において、新中学校の制服の内覧会を開こうとまでされました。これは選挙妨害だという強い抗議を受け中止となりましたが、こうして統一地方選においては、川南町では、新中学校建設問題が最大の争点にして争われ、その結果、町長選も町議選も、落選したのは新中学校建設推進派の現職でした。地方選においては、県内の投票率の低下が懸念される中、川南町の投票率は、宮崎市とともに、前回は上回る結果となっており、この結果が示すように、川南町民は、新中学校に強い関心を持ち、併せて明確に建設反対の審判を下しました。

このような中、町三役と呼ばれる特別職のうち、前町長、副町長は、当然のことながら町政から姿を消されましたが、問題の中心的立場を演じてこられた教育長が辞任されていないのは理解できません。前面に立って主張し、推進されてきた事案が町民に否定されたわけですから、ここは静かに身を引くべきだと考えますが、いかがですか。

○教育長（坂本 幹夫君） まず、行政座談会ではなく、住民説明会を行いました。これは、

これまでは町長、副町長、教育長も、全ての各課も入って行う行政座談会だったんですけども、先ほど言いました地教行法の第21条に、設置と廃止に関する権限は教育委員会が持っているということから、よその市町村も電話していろいろ聞いたんですけども、教育委員会が音頭を取って行うべきもので、それが教育行政のトップが行うということは当然のことだという話を聞きまして、法律でも調べたんですけども、私は、決まったこと、それから子供たちの先々、そういったことに粛々と取り組んできたということで、これからもそういう形で責任を取って、全うすることが私の責任の取り方だと私は考えております。

以上です。

○議員（乙津 弘子君） そしたら、議会に8人の方たちから要望が寄せられております。5月29日です。その要望の中に、「2つの既存中学校の校舎」云々ありまして、「トイレからは常に悪臭がしており、日常的にトイレを我慢する子供が多くいます」、この要望書とか署名とかが回ってきたんですが、どうしてか、町議会議長河野浩一様、もしくは町長東高士様宛てで、教育委員会教育長宛てのを見たことがないんですけど、これ何かひょっとして私が見逃しているんかもしれませんが、ちょっとあれっと思いました。

それから、もう一つ、議会だより、早速出ているんですが、議会だよりの15ページに文教産業常任委員会、私は違うほうの常任委員会ですが、そちらの方が回られて、中学校を2つ見てきております。

そして、「生徒用トイレは臭い対策が望まれる」と、こうあります。私、この2つ見て、ほかのもあるんですが、学校現場が頑張っているのかなと、ごめんなさい。ひょっとしたら先生に聞いて怒られる方もおるかもしれませんが、私自身、中学校の教員で、40年前の校内暴力のとき、ちょうど今の50歳代の人が中学生の頃、毎日毎日3年生の男子トイレがやられるんですね。それを、あふれるんです。毎日毎日掃除しました。本当に家に帰っても臭いがついている。そんな中で、教頭先生も校長先生も時々、大丈夫ですか、教育委員会からも来られました。後になって思ったら、こういう法律があるんですね。中学校設置基準第7条ですが、「中学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。」、それで教育長さん来はったんやなど、今になったら思うんですが、差し入れをしてくださったり、いろいろありましたが、2か月ほどして生徒自身がこれは臭いなど思ったのか、女生徒から注意されたとも聞きますが、何とか終わりました。こういう現場の努力をしたのだろうか、またその報告を教育委員会は受けているのだろうか、受けたら、そのことについてどういう措置をされたのか聞きたいです。よろしく願います。

○教育課長（山本 博君） お答えいたします。

学校からいろいろ要望等が上がってくる中で、そのトイレ問題につきましても上がってきます。業者の方と、その都度現場を見に行き、対応はしております。実際東小学校のほうで臭いが激しいといったケースがありまして、その場合は職員室のほうから臭いが出ていて、かなり排水が古いというところから、何というんですか、蓋がしていなかったような状態が

置物で見ていなくて、そこから漏れていたと、そういったような一例がありまして、その都度そのような対応はしているところです。

あとトイレにつきましては、業者さんに一応確認はしておりますが、基本的にトイレというのは曲がっておりまして、水がたまっているんですね。そこで臭いが一応上に上がらないような状況にはなっているんですけど、清掃の問題であったりとか、トイレの水を流すところの排水の長年にわたる汚れとか、そういったいろんなもろもろの原因が重なって臭いが取れないとか、そういった場合がありますので、その都度、現場に行っただ対応はしているところでもあります。

以上です。

○議員（乙津 弘子君） 分かりました。御苦労さまです。頑張られておられるということですが、一つ、これは、この5月9日のことですが、川南町のPTAの関係者が自身のブログで中学校のトイレの悪臭がひどいと述べ、したがって、新中学校の建設を急ぐべきだという意見の前提にしておりましたが、これに対して教育長がサインのメッセージになる、いいねマークを送っておられました。教育長、これはいいねどころか、悪いねでしょう。中学校のトイレの悪臭は、あなたの職務怠慢です。さっき行っているとおっしゃいましたが、川南町の教育関係の最高責任者としての権限を行使すれば、直ちに今の中学校のまま解決する問題です。ここは町長ですら、その権限を持たないです。保護者として生徒の教育環境に目配りすべきPTA関係者が在校生をほったらかしにして、新中学校を教育長とともに夢を語り合う姿は無責任の極みであり、在校生が哀れです。卒業生が気の毒です。このことについて、このブログのいいねというのについて、教育長どう思われますか。

○教育長（坂本 幹夫君） 乙津議員はじめ、ほかの皆様にご迷惑を与えてしまったことについては、この場をお借りしてお詫びします。私は、あまりフェイスブックとかやっていなくて、ただ、中身よりも知っている人が出たときに、無責任ではありますがけれども、いいねを押しただけで、中身についてどうのこうのというのはなくて、その後、ある方から指摘されて、あっ、そういうことだったんですねということで、今は一切しておりません。

以上でございます。

○議員（乙津 弘子君） いいねというのは、私は、基本使っていないので知らないんですが、ちょっとあまりに中身知らなかったというのは、字が読めないわけじゃなし、恥ずかしいことですね、物すごく。まして教育のこの町の最高責任者ですから、ちょっとこういうことを言います。

ジャーナリストの伊藤詩織さんという方が性暴力被害を訴えた事件をめぐり、伊藤さんを誹謗中傷するツイートにいいねを押したことが伊藤さんの名誉感情を侵害したとして、自民党の衆議院議員——名前は言いません——に慰謝料など云々と、そういう控訴審判決が東京高裁でありました。金額は、最終的には55万払えということでしたけど、とにかく罰が与えられました。この中で大事なものは、この裁判長が請求を棄却した一審、東京地裁判決を変更

し、この議員に55万の賠償を払わしたんですが、この裁判長は、彼に対してこう言いました、この衆議院議員に。あなたは国会議員です。一般人の何倍もの影響力を持っております。このいいねは、一審では見逃されたけど、二審では許されませんということでした。

坂本教育長、あなたは、この衆議院議員よりも、きっとこの町では影響力が強いと思います。この町に住んでおられ、川南小学校の校長先生をしておられ、そして教育長2期目です。このあなたがこういうことをしてしまった。うっかりとかいうことでは許されません。このことについてどう思いますか。

○教育長（坂本 幹夫君） 先ほども本当に申し上げましたとおり、素直なことを述べたんですけれども、そういうことで自分がそういうふうに使われているのは、自分を戒めて、今後そういうことのないようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議員（乙津 弘子君） ちょっと私は、はい、そうですかというわけにはいかないんですが、次の案件に行きます。

そしたら、ごめんなさい。身を引くということは、一切考えておられないんですね。それだけ最後に聞きたいと思います。

○教育長（坂本 幹夫君） 先ほども申しましたように、繰り返します。教育長が事務局を統括して執行することで、教育の質の向上や学校教育や社会教育をはじめ、環境の整備を充実していく、それが私の責任を果たすことであり、辞表は一切考えておりません。

○議員（乙津 弘子君） さっき言いましたが、ブログのやり取りは、ついこの前の5月9日で、トイレの悪臭改善を関係者に指示されたんでしょうね。いずれにしろ、新中学校建設中止の町民審判が下された今、現有中学を大事に活用できる、私は、温かい、そしてしっかり読んだり、知性のある教育長を求めています。多分、多くの方もそうではないかと思えます。失礼かと思いますが、そこをしっかり考えてください。教育長というのは精神的な存在でもありますが、事務的には誰でも替われます。できます。そこをよく考えてください。

3番に行きます。

これはあるところへの総会に出させてもらったときに聞いたんですが、道路の拡幅について30年待っていたというので、びっくりしたんですね。30年、すごいですね。

でも、この町のこの地域の人たちは、最初から30年待つつもりではなかったと思います。橋と道路との拡幅とどっちが先か、橋は向こうのほうの結構離れたところでしたが、それで橋のほう为先やな言って譲ったんでしょうね。それから、毎年毎年、そのうち振興班長が替われば、つい後回しになったりして、私、これで思ったんですが、はい、ここに言います。道路拡幅も、橋、堤防、水道等のインフラの補修について、ここが大事なんですが、さっき対面ではしっかり町民にお知らせしていると言っておりましたが、町民全体に分かりやすく知らせ、さらに補修の関係者に集まってもらい、補修の順番などについて、役場の関係課と町民が話し合えないかということです。これビジュアル化というやつですね。空港で、ざあ

っと羽田空港とか、宮崎空港もありますが、次の便は何がある何がある、遅れたらどうこうとか書いていますね。あれ見たら、あっ、しゃあないな、納得するんですね。

だから、これできたらそういうものをしていいんじゃないかなと思うんですが、プライバシーに触れることではありませんので、5W1Hの形で表にしたら、そしてそれを関係者一堂集まって、でも、聞いたら300から400件、毎年あるそうです。毎年か、今あるのか、どちらかでしたかね。

でも、それを橋とか、道路とか、水道とか、分け分けして、相談し合って、しゃあないな、お前のところのほうが大変やなとか、そういうことをしたら、町民も分かれば、納得すれば、ああ、何年後に来るんだなとか、できると思うんですが、それをプリントにするなり、何かそういうことができないでしょうか、よろしく願います。聞いてください。

○副町長（河野 秀二君） ただいまの乙津議員の御質問にお答えします。

私、着任しまして、まだ期間浅いんですけど、過去の経験からどういったものが、苦情や要望が出ているかということ建設課と農地課長にお願いをして、そういったものの一覧表と図面を提出するようにお願いをしました。建設課から上がって、今、私の手元にありますけれど、この中で一番古いのが平成26年から書いてあります。全部で40項目、40路線といますか、40か所といますか、そういうのが上がっています。これを今から内部で検討しようかと思っています。

ですから、今、乙津議員が言われた関係者を集めての会で説明する前に、役場の中の担当部署等で検討して、それから手順としては住民の方というふうになるかと思えますけど、もうしばらく時間をいただければと思いますので、よろしく願います。

以上で説明を終わります。

○議員（乙津 弘子君） ありがとうございます。見えてきました。

最後、4つ目、トロントロンの活性化ですが、町の人口の多くを占める中高年の町民がトロントロンに出かけやすいよう休憩所、トイレとベンチ、24時間利用できる、そういうのを1、2か所設けてほしいなと思います。1,000万円のトイレは、私もしっかり利用しているんですが、ああいうのを、あんなに豪華でなくてもいいので、空き店舗とか使ったらできるかなと思います。私、ちょっとこういう投書がある新聞にしたのです。掲載されませんでしたので、読んでもいいかなと思います。去年の7月17日に出しました。「ようやくに 軽トラ市や 夏の朝」、これは私が出している投稿させてもらっている文芸誌「黒潮」の148号に載せた俳句です。私の住んでいる川南町は、軽トラ市で有名です。人が、物が集まるにぎわいは、心が弾みます。コロナ禍で何回も中止になり、昨年です。5月22日、第4日曜日、ようやくに開催されました。緩いカーブの坂、トロントロンの通りで、数年前、軽トラ市サミットが川南町で開かれて、軽トラ市を主催している商工会の会長さんが軽トラ市の参加者は60代の女性が一番多いと言いました。60代女性は、体力、ちょっとしたお金もあり、何より動員力があります。友達と一緒に、また家族とにぎやかに、ただ、軽トラ市は月1回、そ

してコロナや台風で吹っ飛ばすことも多いです。私を含めて高齢女性、おばちゃん、おばあちゃんが軽トラ市だけでなく、ふだんから行き交えば、売上げがアップします。

高齢女性が集いたくなる町は、おしゃべりができ、ちょっと座れるベンチ、椅子、イートインスペースも、使いやすいトイレ、この4つが大事です。これでおばあちゃんの原因とも言われる東京の巣鴨に負けず、宮崎の巣鴨、九州の巣鴨になるかもと勝手に思っています。買物とおしゃべりが大好きな高齢女性の感想、願い、提案です。どうでしょうか。

○町長（東 高士君） 議員と以前、私がまだ町長になる前ですが、Aコープとパントリーけいすけに行っておと何か、コロナ中だったんですが、コロナの前、要するに店の中で語られる、おしゃべりできる場所を何とかお願いしてもらえませんかということがあったことがあります。まだコロナが続いている状況で、そういうコロナ感染もありますし、また消費税の関連で8%か10%かという、そういう問題もありまして、なかなか実現、回答はいただけませんでした。

しかし、これはもう少ししたら、恐らくコロナのほうももっと収束をし、そしていろんな規制が取られると、外れるというふうに思っておりますので、それが外れたときには、そういうことを行政としてお願いをしようかなと、2つに対してはそういうことを思っております。

だから、あとしばらく待っていただけませんか。その回答は必ず、今、6月ですから、9月か12月の定例会では、そういう結果につきましてはちゃんと議会で回答させていただきます。

以上です。

○議員（乙津 弘子君） ありがとうございます。KAWAMI—NAもできましたし、すごくあの道を通って、ちょっと坂のところがいいんですね。デートするという年ではありませんが、非常にいい町だと思いますので、それが実現したらと思います。長時間ありがとうございました。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後3時04分休憩

.....
午後3時14分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、米田正直君に発言を許します。

○議員（米田 正直君） 皆さん、どうも御苦労さまでございます。第1日目の最後の質問になろうかと思いますが、どうか傍聴者の皆様におかれましては、眠気を覚醒させていただき、また町執行部におかれましては、適切な回答をお願いしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症も、季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行し、今後、法

律に基づいた外出自粛の要請はなくなり、感染対策は個人の判断に委ねられましたが、全く安心してよい状態ではないと思います。お互いに予防は、今までどおり配慮する必要はあるのではないかと思います。

また、ロシアによるウクライナ侵攻は、解決の糸が見つからないまま戦争状態となり、1年3か月が経過し、世界経済への悪影響、そして世界平和の秩序が乱れてきています。一刻も早い世界の紛争がなくなり、地球民が安心して暮らせるよう期待するものであります。

早速質問に入りますが、川南町の課題は多種多様であります。2期目の4年間で、もろもろ質問をさせていただきたいと思います。2期目のスタートは、次のことを質問し、町長の姿勢を判断し、今後の議会活動を進めてまいりたいと考えます。

では、一般質問通告書に従って質問をさせていただきます。同僚議員の質問と重複する部分もあろうかと思いますが、御了承いただきたいと思ひます。

まず、1問目ですが、川南町における第20回統一地方選挙の評価についてであります。

今回の選挙は、今まで経験したことのない明るい選挙とは程遠いものを感じ、怒りをいまだに抑えることができません。こうして議会の場で発言できることには、私を支持していただいた方々に心から感謝をしております。選挙運動か政治活動なのか分かりませんが、町民を惑わす文書が町内全戸に配布をされ、中学校建設問題を焦点にし、建設に賛成した議員に対する誹謗中傷の限りを行い、悪者扱いされる状況にまでなったのが現実であります。議会制民主主義が今日ほど考えさせられたことはありません。それは二代表制という町議会の組織で諸事項を論議し、それぞれに尊重して、最終的には政治を行うに当たっては結論が必要であり、多数決の原理が働きます。そこで決まったことは、よほどのことがない限り、覆すことはありません。そうでないと、行政は前に進むことができないからであります。

では、町民を惑わす文書とはどういったものか説明をいたします。

1つ、新中学校建設費約90億から100億円という試算であります。どこからこんな数字を持ってきたのでしょうか。実施設計も出ていないうちからこんな数字が出てくること自体、おかしいと思わなければなりません。

2つ目、既存の中学校について、築50年を経過し、老朽化した学校を長寿命化で30年間使えと教育委員会は説明をしていますが、最近の地震活動、宮城県沖地震を見たときに、それに対応する耐震構造ではないことも明言されています。たとえ既存の施設を利用したとしても、結構な費用を要します。そして、30年後に建て替えが必要になってきます。そのことを考えたときに、果たしてどちらが有利かは、おのずと理解できるはずであります。30年後、建設に反対された多くの高齢者は存命されていません。また、30年後の町政がどのようなになっているのかも分かりません。そのようなことを考えますときに、今なら、計画的に建設可能なときに、私たちの手で新しい中学校を未来を担う子供たちのために築いてやるのが今を生きる我々の責務ではないかと考えますが。

3つ目、立地適正化計画を町民に知らせていないということではありますが、令和3年3月

22日、川南町第6次長期総合計画基本構想策定が全員賛成で可決をしております。長期総合計画に基づき、令和3年9月17日に川南町立適正化計画策定委員会設置条例が可決しております。令和7年度に計画策定完了の予定となっております。

川南町は、都市計画法による都市計画区域を昭和19年3月に指定を受け、その後、変遷を経て、昭和46年3月25日に都市計画審議会議条例が制定され、都市公園や都市下水道等の事業を行っています。現在における最終的な指定は、昭和53年であります。立地適正化計画も同様で、都市再生特別措置法に基づき、都市計画の特例等の特別の措置を講じてもらうための計画策定であり、住宅及び都市機能増進施設、医療施設、福祉施設、商業施設、公共施設の整備計画であります。このことについては、第19回統一地方選挙、川南町議会選挙当選議員は、議会勉強会で担当課から説明を受けているはずであります。また、令和3年9月議会での委員長報告もさせていただきました。町民の代表機関である議会に説明しているのに、町民に知らせていないということはどういうことでしょうか。

4番目、償却資産税の徴収漏れ者に対する対応ですが、5年遡っての一括徴収は大変厳しいものだったことは承知をしております。何件かの農家の方から相談も受けました。この件に関しては、申告制であり、所得税の申告では、減価償却費として落としていて、一方、固定資産税は、無申告というのは、納税義務者として本来あるべき姿ではないと考えます。税務課の指導が足らなかったということはあると思いますけれども、税の公平性を考慮すれば、当然納めなければならないものであります。分納は認めずとありますが、税務課では相談に来られた人には、分納の性格について説明をしていると伺っております。

5番目、新中学校の建設の手順であります。新中学校建設の手順がおかしいという文書でありましたけれども、平成28年6月28日に教育委員会において、中学校の再編検討が行われ、7月25日から8月29日の間、6回の座談会を開催し、11月にアンケート調査、平成29年1月30日、2月6日、座談会の開催、2月11日にアンケート調査結果配布、6月5日、議会において、第1回勉強会、9月22日、川南町学校規模適正化審議会条例、出されましたが、否決されております。平成30年2月7日から5月11日、6回の各自治公民館での説明、平成30年、学校規模適正化審議会条例可決、平成30年11月28日から平成31年3月11日までの間、4回の審議会開催、令和元年5月28日、学校規模適正化審議会答申書公表、6月27日に教育委員会にて中学校再編の決定、令和元年8月2日、令和2年8月3日、議会勉強会、令和2年10月26日に臨時PTA会長会、10月27日に第1回学校再編検討委員会、令和2年11月16日から12月20日までの間、6回の行政座談会、令和3年1月15日に第2回学校再編検討委員会、2月5日に第4回の議会勉強会、令和3年2月から3月にアンケート調査、1,925世帯配布、回収、令和3年4月8日に第5回議会勉強会、4月28日に第3回学校再編検討委員会、令和3年5月25日から8月10日までの間、5回の学校規模適正化審議会が開催されております。

それから、9月17日に議会勉強会を経て、令和3年12月議会において、地方自治法第96条

2で規定されている件で、川南町議会で議決すべき事件を定める条例の可決を受け、川南町立中学校統合整備基本計画が可決されました。

内容は、新中学校づくりの方針、目指す学校像4項目、基本コンセプト9項目、新中学校の設置場所、サンA川南文化ホール・町立図書館東側及びその周辺、開校時期、令和8年度、計画の内容、両中学校を統合する令和3年度から令和7年度までの計画、基本計画、基本設計、実施設計、建設工事ということで、建設に向けてスタートを切ったのであります。建設手順に当たって矛盾したところはないと判断しています。

ただ、学校名等のことで、町民に誤解を招いたことは事実であることと承知をしています。教育委員会の権限ではありますが、実際は、川南町学校条例の改正が可決されてから公表されたほうがよかったかと思えます。中学校を建設すれば税金が上がるなど、地方税法を無視したことを平然と、町民を欺くようなことを吹聴したり、反論したいことはたくさんありますけれども、事実と違うことを町民へ流すということは、正々堂々の選挙戦とは言えないと思えます。町長はどのように思われ、どのように評価しますか、お尋ねをいたします。

あとは質問者から伺います。

○町長（東 高士君） 米田議員の問いについて、お答えをさせていただきます。

今回の地方選挙の評価につきましては、朝からずっと私が言っているとおりでございます。町長選も町議選も、建設反対派が民意を占めたということでございます。

そして、今、町民を惑わす文書だと言われましたが、私はそういうふうには捉えておりません。執行部が、要するに町民に教えない、それが一番の問題ではなかったかなと思えます。

そして、平成28年からいろんな説明会とかやりましたが、参加人員が極めて少ない。全人口の1%にも満たないような状況で、やったやったやったと言われますけど、多くの住民の人たちは知らない。じゃ、参加人員と中身をもっと知らせる努力をすべきじゃなかったかなと、今、私はそう思っています。分からなければ、例えばチラシを入れる、またこういう説明会を要望に応じて説明会をしますから、何曜日の何時がいいでしょうかとか、聞くとか、いろんな手段があったはずですが、今まで。

ところが、それをなされなかった。また、アンケートも出したと言われましたが、アンケートというのは第三者機関がつくって、全然関係ない人が議題もつくって、アンケートをして集計して発表するというのが正しいアンケートのやり方だと私は思っています。

ところが、教育委員会がそれをやった。それは、手前みそですから、発表されても、それが本当に正しいんだろうかと、誰だって疑いを持ちますよ。それで、結果がこうだったこうだったと、この前、私、先ほど言いましたじゃないですか。中央公民館のときに、町長が来ました。時間30分でした。15分でしゃべって、15分質問ありませんか、それで説明が終わったと、恐らくは当時いた公民館の人たち、当時松浦館長でしたが、松浦館長以下、全員、誰もそういうふうには思っていないんじゃないでしょうか。それで、公民館に対する説明が終わったと、皆さん不思議に思いませんか。そういうことで、ただ、場所を、何といたしますか、

やっていった、議会も説明会もやった、何もやったということになります。

ところが、私が公民館長をやるときに、当時の行政会議の情報を公開しました。その中には、令和元年6月18日から始まっていました。6月22日には学校を中央に造る、開校は、令和8年4月と、はっきり書いてあります、議事録に。これをもって、結果ありきで動いたというのは一目瞭然じゃないですか。そういうことを、要するに住民を無視し、議会の軽視をしている現れじゃないかなと私は思います。私は、こういうことは絶対やっちゃいけないと思いますので、白紙に戻すと言ったのが先ほどです。要するに、何も無いところから協議をして、もう一回積み重ねていこうというために今回の廃止条例を提案しました。

また、議員が言われましたこの5つのこと、これにつきましては、私じゃなくて、前の町長にお聞きする内容じゃないでしょうか。私は、これについて、いろいろ回答することはあまりないと思いますが、特にこの償却資産の件なんかは、私は、4月27日から着任しておりますが、償却資産は1月1日から1月31日の間に申告をし、それから徴収が始まっているというふうに理解しております。

だから、私に言われても、ちょっと何のことか分からないんですが、そういうことで、本町民のことを考えるのであれば、一つ一つ丁寧に説明をし、積み重ねていくのが一番大事だと思います。

だから、私は、この議会でどういう結果出るか分かりませんが、もし可決をされれば、一からやり直して、丁寧にやっていこうと思っています、一つ一つ。よろしいでしょうか。

○議員（米田 正直君） 行政座談会とか、要するに行政がする会合にいかん人を集めるかというのは至難の業であります。行政側としては、当然やるべき手順はやってきておったと思います。恐らく東町長におかれましては、今後、こういうことがあったときには恐らくいっぱいの方が来るだろうというふうに期待をいたしますが、結果は手順どおり踏まえて、町民の意見を聞いた。その結果でございます。回数も重ねてきたところでございます。アンケートについても、各種いろんな人に意見を聞いて結果が出たというふうに理解をしています。これは教育委員会のほうでいろいろ論議された形での事業であったと思いますので、それは、私は教育委員会のほうを信頼しております。

次に移ります。

町民を惑わすのはちょっとおかしいんじゃないかということでありましたが、ちょっと待ってくださいね。町長、こういう文書見られましたか。これが町民に配られております。これに基づいて、私は、正しくないから、惑わす文書ということで質問させていただいております。よろしいでしょうか。（発言する者あり）はい。

町民を惑わす組織的な選挙運動がされてきました。戦略としては、それもかど認めざるを得ない部分もありますが、あまりにもひどいものでありました。親戚関係も友人関係もなくすような場面もありました。ちまたでは、聞いたこともないうわさが流され、それを同様に信じている人たちが多かったことです。

議会活動としては、定例議会ごとに私的な議会報告書を当然私費で作成し、支持者の方々へ議会のありのままの情報を流してきたつもりであります。町長の提案には、是は是、非は非としてやってきたつもりですが、そのどこがいけなかったのか、見当もつきません。

中学校建設については、この少子化した時代、生徒数の減少は、避けられないの是一目瞭然であります。両中学校とも、国が示している学校規模適正基準の12学級から18学級に達していません。質の高いバランスの取れた教員の確保等を考慮すれば、統合は必至であります。統合が計画されていた令和8年度の新中学校は、12学級を少し超える規模が見込まれています。問題の一つとなっている設置場所ですが、生徒たちにとって教育環境の整った町の中心部には、図書館、文化ホール、運動公園があり、また身近な社会と触れ合う機会が日常にあり、社会人として人間力が身につくことや町のにぎわいを創出することが可能になってくることが期待でき、両中学校のOBや現役世代にも、中央に持ってくることで母校愛に対する感情論を和らげるものであります。旧陸軍119部隊跡に唐瀬原中学校、8051部隊跡に国光原中学校が新制中学校として、昭和22年5月8日に開校したのが始まりであります。時代の変遷を経て今があり、今後も時代によって中学校のありようも変わっていくものであると思います。このことについて町長はどのように考えておられるか、お尋ねをいたします。

○町長（東 高士君） 今、惑わす文書ということで、そのチラシを見せてもらいましたが、確かに見ました。

しかし、それは発行人がちゃんと入っていますでしょう。私の名前、入っていますか、私が発行したわけじゃないですよ。私は、関知していませんよ。そういうあれにはね。でしょう。

だから、それについてのコメントは、私は、一切ございません。

○議員（米田 正直君） 町長が関与していないということであれば、こういう文書が流れておるということについて、どう思われるかということを一問目では確認したかったわけでございます。

○町長（東 高士君） このいろんな、それもたしか政治団体というふうに聞いていますが、政治団体の人がそれぞれの責任において発行しているんだから、それは私に聞かれてもどうしようもないんで、政治団体の責任者の方に聞いていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議員（米田 正直君） 今度の選挙について、町のトップである東町長に尋ねることは何が間違っていますかね。町長の姿勢というか、今後のこの町政を運営していく上で、このような在り方があっていいのか、政治団体に聞けばいいか、そういうことじゃないと思います。町長はどう思っているのかを伺いたいです。こういうのが明るい選挙で、明るい選挙運動もやっていかれると思いますけれども、そういうのがまかり通るのかということをお伺いします。

○町長（東 高士君） 政治団体というのは、そういうのを発行してもいいようになってい

ると、私の記憶が正しければ、そういう大丈夫だろうと思います。それが出すその中身について、とやかく云々というのは、私は、コメントすべき立場にありませんので、見解を述べることはできません。

以上です。

○議員（米田 正直君） 先ほどの同僚議員の質問の中にもありましたが、町長は、1回目は関わったということなんです。副町長と町長は、関わったということの回答いただきました。恐らくこういったことも関連して、関わってきているんじゃないかというふうに思います。関わっていなくても、どう思うかぐらいは、町のトップ、今後、町政を運営されていくわけですから、その考え方は述べていただきたいと、それは当然のことだというふうに思いますが、どうでしょうかね。まあ、いいです。これは、もう答え要りません。

次に行きます。

町の借金のことを心配されているようですが、必要な施設は借金をしてでも費用を投入しなければならぬものもあります。無駄に使うのではなく、効率的活用と、一番重要なことは、その施設を使う者の安心・安全であります。ましてや、将来を担う子供を教育する施設であります。中学校を建設することで、川南町は衰退するのでしょうか。同規模の地方公共団体と比較して、川南町の財政の状況はどうなっているか、お尋ねをいたします。

○財政課長（川崎 紀朗君） ただいまの御質問にお答えいたします。

市町村の財政状況は、同規模というか、比較してということなんですけれども、その市町村ごとに市町村の取り組むべき政策課題や、また置かれている現状も異なりまして、また人口動態や産業構造等も異なるため、歳入歳出の両面において単純に比較することは困難ではないかなというふうに一応前置きをした上で、ちょっと先ほど中村議員のときにもお答えした内容と重なる部分はあるかもしれませんが、市町村の借金に当たる地方債と貯金に当たる積立基金のことを若干申し上げますと、川南町の令和4年度末時点の一般会計の予算ベースでの地方債の現在高見込額は57億8844万円で、前年度末の現在高より2億998万6000円の減となりました。

また、一方で、同じ時点での予算ベースでの一般会計積立基金の積立見込残高は66億8177万5000円で、前年度末の積立残高より13億3518万6000円の増となりました。

以上であります。

○議員（米田 正直君） そうですね。担当課長に聞くのは大変ですけれども、この新中学校を建設することによって、この財政がどう変わっていくのか、シミュレーションというか、そういうのは現担当課長分かりますでしょうか。

○財政課長（川崎 紀朗君） シミュレーションというのがはっきり申しまして、まだ実施設計等ができていない中で、実際工事費のどの部分が補助事業に当たるのか、また当然補助事業の部分が分からないと、その補助金のいわゆる補助裏と言われる借入れをする部分、その借入れをする部分の地方交付税の措置がどのくらいになるのかというところが実際に出

ませんので、正直なところ、今の時点で、かつつりしたものは実際出せないというところなんですけど、仮に計算はざっとはできるんですが、積立基金を、例えば30億円程度取り崩して、借入を30億から40億した場合とか、そういった試算はしてはいるんですけども、ただ、借入の部分については現状、利率を幾らで見るとか、その辺りでも変わってくるんですけど、現在の利率でいきますと、0.5%から0.7%で借入はできるんですけど、当然多額のものになると、期間が25年とか30年とか、そういったなることも考えられますので、そうなれば1.5%とか2%とか、どういう計算の仕方あると思うんですが、そういった計算をすると、例えば仮に40億円を25年償還で借り入れたときに、年の返済の額が大体年2億円程度の返済になると、2%ということで行くと、今の状況で行くと、かなり高い試算になります。

ただ、当然ながら、全然この試算、30億取り崩して、40億借入れるという試算でいきますと、全くそれは補助金も考慮していませんし、交付税措置も全く考慮していないので、そういうのが分かってくれば、もうちょっと詰めた、当然借入の利率も、先ほど物すごい最大でみれば2%と言いましたけど、例えば10年固定で借入れれば1%程度で借入れて、残りが変動にするか、見直しするか、借り換えというか、見直しになると思うんですけど、そういった借り方でパーセントも全然変わってきますので、それは試算の仕方で大分変わってくるのかな。

ただ、最初に申し上げましたとおり、補助事業がどうなるのかが実施設計ができないと分からないので、そういう細かいところまではなかなか出せないというところであります。

以上です。

○議員（米田 正直君） 端的に伺いたいと思います。この新中学校を建設した場合、川南町は衰退するのかどうか、端的にお伺いしたいと思います。

○町長（東 高士君） 今、議員は、中学校を建設すると、町が衰退というふうなことを言われましたけど、いろんな問題がこの建設には含んでおります。

だから、私は、反対をずっと続けているところであります。この町を衰退させてはいけないと思うからこそ、反対しているわけです。これは御理解をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議員（米田 正直君） この件に関しては、お互い平行線をたどることだと思いますので、次に移りたいと思いますが、町長は、町民との対話を重視されるようなことが宮日新聞に掲載されていましたが、間違いありませんか。町政運営方針でも、町民との対話の重要性を述べられていますが、対話ということは、町民のあらゆる世代も含まれると理解してよろしいでしょうか。子育て世代の保護者の多くは、新中学校を望んでおります。新町長として、改めて町民の意見を集約するお考えはないか、お尋ねいたします。

選挙の結果は、東町長が勝利したわけですが、将来を担う川南町の子供のために、それが高齢者を支える人材を育てることにつながっていくと思われましても、お伺いいたしま

す。

○町長（東 高士君） 町民との対話というのが非常に大切なのは、言うまでもありません。これは、地方自治の基本だろうと私は思っております。対話は、いろんな方としてまいります。

ただ、選挙というのは、何回も申しますけど、民主主義の審判、これは2つしかないんですね。当選するか、落選するしかないんですけども、当選をしたということで、結果は決まっておりますので、それについては、もう触れる必要はないと私は思っております。

先ほどもタウンミーティングのときに言いましたけども、町内各地で月に一度を基準にしてやっていきたい。そこには町内に住んでいる方、町外の方は必要ありませんけど、町内の人、町内で居住されている方、どなたでも参加できますので、来て、私の説明、町の説明、そしていろんな要望事項等ありましたら、それは言っていただきたい。

しかし、結果が出ていることについての要望は、その時点で出ておりますというふうに申し上げますので、それは冷たいかもしれませんが、これは結果ですから、しょうがありませんので、それは諦めていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（米田 正直君） 要望書等の提出があつて受付をしなかった、要するに、私は、選挙の結果でこうせざるを得ないということだというふうに思いますが、この町民との対話の中で、新中学校はタブーと、もうそういったことは一切言うてくれるなということで理解してよろしいんですか。

○町長（東 高士君） 今の時点では、もう中止をするというふうに申し上げておりますので、そういうことは、そういう要望は要望として出ても構いませんが、ただ、直ちに実現はしませんので、それでもよければ、発言してもらって結構かと思えます。

以上です。

○議員（米田 正直君） ぜひ御意見を受けていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

町長は、選挙後においては、ノーサイドという言葉が使われたと思いますが、それは選挙戦で戦った敵味方を区別しないということで理解してよろしいでしょうか。

○町長（東 高士君） そのとおりです。選挙が終わったら、それは推進派も、町長推進派と言って、中学校建設の推進派と言われた方、また私らみたいに反対派、それはありませんので、同じ町民として、この川南の将来に向かって、この川南をどうやっていくんだと、そういうことについて、お互いに議論をして、前に進めていこうじゃないか。私らが言っているのは、何回も言いますように、新生川南をつくっていこうと、新たな気持ちで、今までのことを反省をし、よかった点は伸ばし、悪かったところは改めていこうということをお互いに話し合おうということで、私は、ノーサイドという言葉を使いました。

以上です。

○議員（米田 正直君） そうしたときに、町の行政参謀は中立的なところから持ってきてもよかったですのではないですか。もう既に決まったことで、越権行為にも当たると思いますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

○町長（東 高士君） 米田議員、今何と言われたか、ちょっともう一回お願いしますよ。聞き取れませんでした。

○議員（米田 正直君） 最初から言いますね。すみません。ノーサイドということは、要するに敵味方は区別しないということで理解してよろしいということで、そうしたときに町の行政参謀、要するに町をつかさどる参謀は中立的なところから持ってきてもよかったですのではないですかということを尋ねております。もう既に決まったことですから、これは越権行為に当たると私は自負しております。越権行為だと思いますが、町長は、参謀、要するに副町長、そういったところです。

○町長（東 高士君） すみませんね。何分にも慣れていないものですから、申し訳ありません。副町長の任命の件だろうと思います。私が町政を立候補し、誰が適任かと、ずっと見てきました。河野副町長とは、当初の頃から一緒に運動を始めて、そのときに、あっ、この人だったら全幅の信頼を置けるなということで、私が凝って、三顧の礼じゃありませんけども、諸葛孔明じゃありませんが、お願いをして来てもらって任命していただきました。私は、これほど適任の副町長はいないというふうに断言できますので、ぜひともなっていて、前回の臨時会で承認していただいたと、非常にありがたく思っております。

以上です。

○議長（河野 浩一君） ここで会議時間の変更について申し上げます。

会議規則第9条第2項により、本日の会議時間は一般質問終了まで延長します。

○議員（米田 正直君） 先ほど同僚議員からも質問があっただけでありますが、6月1日付の宮崎県広報では、政治団体の会計責任者に副町長のお名前が載っております。先ほど伺ったところによりますと、脱会されたということでございますが、本来、町をつかさどる人たちは、やはり中立的な立場で物が言える、判断する、そういった人材が必要ではないかというふうに、恐らくそうなるであろうというふうに期待をしております。

次に移ります。

納税の義務と税の公平性について、お尋ねをいたします。

税の徴収というものは、町民から喜ばれるものではありません。むしろ反感を買うおそれがある業務でもあります。ましてや、申告制の税については、納税者への理解と周知は必要であることは当然であります。長期間放置して、遑って徴収することについては、双方に抵抗や違和感があったと思います。

しかし、まともに納税をしている人もあることも事実であります。徴収に当たっては、償却資産税の説明リーフレットも準備をされていました。税を仮に徴収しなかった場合には、行政の怠慢と言われるおそれもあります。東町長だったら、今後このような事案が発生した

場合、どのような対処をされるのか、お伺いいたします。

○町長（東 高士君） 先ほども言いましたように、私、償却資産税の関連は、まだ担当しておりませんので、どういう状況になるか、まだ分かりません。これから勉強して、そういうことがないように、どういう形にすれば、要するに納税者が心よく納められるかというふうな観点から考えていきたいというふうに思っております。償却資産税というのは、町に直接入る税金ですので、非常に貴重な、有用な使用の在り方があるんじゃないかなと思います。

ただ、近隣自治体の状況も鑑みながら、どういう説明をし、どういう徴収をすればいいかということについては、これから勉強していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議員（米田 正直君） ぜひ東町長が今言われましたように、町民納得いくように、もしくはこのようなでたらめと言ったらおかしいですけど、不信を抱くような文書が流れないような形で町政を進めていっていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

教育委員会の権限について、お伺いいたします。

教育委員会で決定され、議会でも可決された川南町立中学校統合整備基本計画について、町長は、白紙に戻そうと考えておられるようですが、教育委員会の権限をどのように考えておられるか、お尋ねをいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に、「教育委員会の職務権限」が規定されております。職務権限は、第1号から19号あり、そのうち7号において、「校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関する事」と規定されており、昭和31年6月30日付、事務次官通達では、「校舎その他の施設及び教具その他の設備をどのように整備するかの決定は、教育委員会が行うものである」とあります。

また、昭和31年9月10日付、初等中等教育の局長通達は、「学校建築の内容をなす請負契約の締結、財産の取得、支出の命令は、地方公共団体の長の権限であるが、その前段階で行われる建築の計画、敷地の選定、配置図、設計書の作成等は、教育委員会が行うものと解される」とあります。

また、同法第28条の2項について、「地方公共団体の長は、教育委員会の申出を待って、教育財産の取得を行うものとする」とあります。「この法律は、地方公共団体における教育行政の基本理念を明確化し、地方公共団体における教育行政の中心的な担い手である教育委員会がより高い使命感を持って責任を果たしていくことができるようにする趣旨から行うものである」とあります。これは、平成19年7月31日、文科省初等の535で、事務次官通達でありますとあります。これらの法に従って、新中学校の建設が進められようとしていましたが、町長は、教育委員会の権限をどのように取られているか、お伺いをいたします。

○町長（東 高士君） 私は、教育委員会の職権といいますか、それらを逸脱をするというふうには考えておりません。

ただ、建設は、建設課といいますか、町の中の一つのやり方であります。詳しいことは、教育長のほうから、また話があるかと思いますが、教育委員会の職権を乱してまで今回の建設の中止をさせるということでは私はないと思っています。前も言いましたように、地方自治法の147号で統括をするというふうに町長の役職がありますので、それに基づいて動いているだけでありまして、何ら教育委員会の職まで云々ということは、私はないというふうに思っております。

○議員（米田 正直君） 私の権限ではないと言われますが、私の権限で白紙に撤回しようとしておるではありませんか。この教育関係については、教育委員会が権限を持っておるのに、町長が白紙撤回をしようとしております。これは、本来なら教育委員会のほうから白紙撤回をするべきものであります。それ何で教育委員会、教育長のほうにそういうふうに言われるんですか。結局、私の権限ではないというようなこと、もちろん権限ないんですが、教育長にも答弁させていただいてもいいんですけども、提案されようとしているのは、白紙撤回されているのは、町長です。ここのところをお伺いします。〔※後の3日目に訂正の発言あり〕

○町長（東 高士君） 先ほども言いましたように、地方自治法の147条に、統括代表者は町長であります。町長は、同法の148条、「事務を管理し及びこれを執行する。」とうたわれております。私は、教育基本法や教育委員会の不法な支配にはならないというふうに思っております。

詳しいことは、教育長のほうから発言あると思いますので、お聞きください。

以上です。

○教育長（坂本 幹夫君） 教育委員会と自治体の長の関係について、実は教育委員会だよりも、おわびの中で触れているんですけども、もう一度確認させていただきます。

教育においては、政治的中立性と継続性・安定性の確保が強く要請されます。このため、選挙で選ばれる地方公共団体の長から独立した行政委員会としての教育委員会が置かれ、教育委員会と長は、それぞれに属する権限の範囲内において、相互に対等かつ独立にその事務を執行しますということが自治体の長と教育委員会の関係になりますので、それプラス、最終的には、議会の皆様の議決が必要になりますので、そこは、町長、それから議会、そして教育委員会で連携共同しながら、子供たちの教育のためには何が大事なのかという、そういう議論から始まらないと、やっぱり対話を通してやっていくことこそが子供たちへの教育になると信じておりますので、不当な政治的な圧力を私たちは受けません。

しかし、一緒になってやるのが大事なので、その点は、この6月議会が終わった後には、町長、あるいは議会の皆様と、今後について、また子供たちを主語にしてやっていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） 町長が言われました地方自治法の長の権限でありますけれども、

先ほど述べましたが、これは学校関係で言えば、学校建築の内容をなす請負契約の締結、財産の取得、支出の命令は、地方公共団体の長の権限であると、これはその事務だというふうに理解しております。

教育長がお答えになりましたけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条の4に「総合教育会議」というものがあります。「地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議」「並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。」、「総合教育会議を設置することにより、教育に関する予算の編成、執行や条例提案など重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることとしている」、これ平成26年7月17日、初等中等局長通知で来ております。そういったことで、今後は、白紙に戻すに当たっても、教育委員会のほうと十分話し合いをしていただきたいというふうに思います。

それで、この件につきましては、私はこれを、何といいますか、町民へ惑わした文書というふうに捉えておりますので、これに対して町長も副町長も関わったということ、先ほど説明されましたので、1号であろうと2号であろうと、そういったことで、町民に対して説明責任を果たしていただきたいと、これはぜひお願いしたいというふうに思います。何らかの形で説明をしていただきたいというふうに思います。

次に、第2問目です。

第6次長期総合計画についてであります。総合計画は、地方自治体の全ての計画に基本となり、地域づくりの最上位に位置づけられる計画であります。長期展望を持つ計画的、効率的な行政運営の指針が盛り込まれ、施策や事業における基本概念、自治体の目指す将来像と将来の目標を明らかにし、これらを実現するための基本的な施策の大綱を示すものであります。川南町はこれに沿って営々と、第1次から第5次、そして第6次へと計画を進めてきたわけではありますが、町長の公約からすると、第6次長期総合計画は見直しが必要と思われる。学校の教育の充実、中学校運営はどのように進められるのか、本来なら教育委員会の権限に属することではありますが、町長の公約にもありますので、お伺いをいたします。

○副町長（河野 秀二君） 米田議員が今言われました、そのお手元にある資料、私に関わったんじゃないかということと言われましたけど、何かそれは証拠があるんでしょうか。私は、会計をしていました。その文章を私が作ったというふうに私は理解したんですけど、それは何か証拠があってそういうことを言われているんですか。

終わります。

○議員（米田 正直君） 質問が前に進んでおりますのであれですが、これは、1回目のあれについては、町長は関わりがあったというようなことを伺いましたので、そして副町長は、政治団体にも加入しておりました。今は辞めておられますけど。そういったことを考えますときに、全く関係がないということは言えないんじゃないですか。全く関係ないですか、逆

に攻めていきますよ、そういうことを言うたら。これは終わります、時間がありませんので。

小学校においても同様に、少子化で複式学級を実施している学校もあると聞いております。小中一貫教育という声も上がっていますが、町長は、小学校区域の住民の声を聞き、彼らを説得し、小中一貫教育を進める考えはないのか、お尋ねをいたします。

○町長（東 高士君） 先ほどビラの話ですけど、非常に心外でございますね。それは第3弾で発行した、何か新しい中学校を考える会か、何かなっているでしょう。私、そこには関知しておりませんよ。私が言ったのは、第1回目、去年の3月ですか、去年かおととしか、3月の第1号のときには関わりがありました。

しかし、そこには全く私は関知しておりません。何で私と副町長がそれに関知していると言うんですか。それを先に、根拠を言ってください。それが先です。

○議員（米田 正直君） 一番重要なミスだというふうに思います。これは誰がしたんですか、誰が。これは書いてあるとおり、政治団体川南町新中学校建設反対の会、これは、副町長が今まで入っておられたんですよ。これを知らないというんですか。

それと、町長は、第1回目の資料について関わりがありましたと言われたじゃないですか。これと全く関係ないんですか、この関連は。ここの、（発言する者あり）関係あるでしょう。（発言する者あり）関係あるでしょう。第1回目、（発言する者あり）3回目、4回目も分かりませんが、関連はないんですか、第1回目と、（発言する者あり）それはいいです。とにかく、それはそれでいいです。分かりました。町長は、関わりない。関わりないけど、町長としてはどう思いますかということをお尋ねしたかったわけです。今回の質問はね。それでよろしいですか。（発言する者あり）いやいや、これは町長が関わりなければ、こういう文章が流れておるのを町長はどう思いますかと、こういう町の町民を惑わすような文章が流れておることに対して町長はどう思いますかということをお尋ねしたわけでございます。

○議長（河野 浩一君） ちょっと待ってください。町長は、反問権の行使については、議長の許可を得てください。先ほどの米田議員の質問に答えはありますか。

○町長（東 高士君） ただいまの米田議員の質問の趣旨、考え方を確認したいため、反問権の行使を許可願います。

○議長（河野 浩一君） ただいまの反問権の行使の要求について、川南町議会基本条例第5条第2項の規定により、許可します。

事務局は、これより残時間を停止してください。

○町長（東 高士君） チラシの件ですけども、私は、第1号、あれは2年前ですか、3年の3月に出した第1回目のとき、それには関わり合いました。みんなで協議して作りました。それは3号でしょう。3号は、私、全く知りません。（発言する者あり）

だから、それ3つ目でしょう。私は、（発言する者あり）分かりませんと言って、持っているじゃない、1号。（発言する者あり）それは3枚目ですよ。（発言する者あり）それは、先ほど見ているから。3枚目を見ている。（発言する者あり）

○議長（河野 浩一君） 米田議員、ちょっと待って。（発言する者あり）

○議員（米田 正直君） 分かりました。関わっていないですね。だから、関わっていないなら、関わっていないで、町のトップとしてどう考えているかを尋ねたかったわけでございます。よくこれが3枚目だとか、よく分かりました。よく分かりましたですね。僕は、それが大体ツーツーのふうに捉えます。個人的にですよ。それは、いかん。個人的のこっちゃだから、証拠のないことですから言っちゃいけませんけど、申し訳ありません。

だから、先ほどの続きでございますが、小中一貫教育の声が上がっています。こういったことをどういうふうに町長は、校区の住民の声を聞き、彼らを説得し、小中一貫教育を進められるのか、お尋ねをしたいというふうに思っております。

○議長（河野 浩一君） 質問に町長答えがありますか。許可します。

○町長（東 高士君） 私は、選挙前も含め、選挙中も含め、義務教育学校とか小中一貫校とかいうことについては、一切述べておりません。これは皆さんと協議をして、先ほど言いましたように、白紙に戻して、それで一つずつ積み重ねて、そういうやり方も当然意見も出てくると思っています。そこで協議をしていくということです。

だから、何もそういうことを言っておりませんので、どうぞ了承してください。

○議員（米田 正直君） 最後。はい、分かりました。町長、対話を重視されるということでございますので、今後対話の中でいろいろ御意見を賜りたいと思います。

終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

午後4時15分散会
